

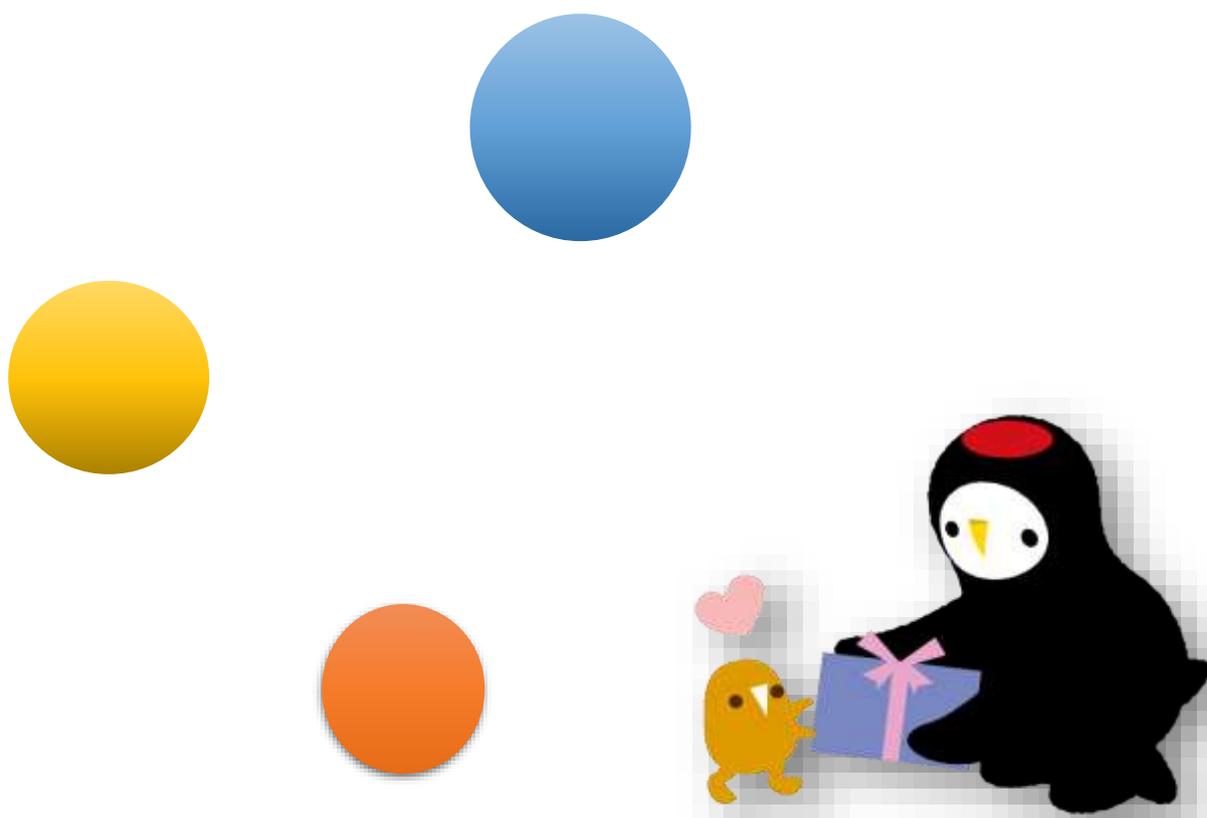
ひたちおおた絆プラン

第3次常陸太田市男女共同参画推進計画

(令和3年度～令和7年度)

認めあい 支えあい

誰もがかがやけるまち ひたちおおた



令和3年3月
常陸太田市

はじめに

少子高齢化の進行や人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取りまく環境が大きく変化するなか、誰もが安全で、安心して生き生きと暮らすことができる環境を整えるためには、男女が互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となります。



本市では、平成13年に「ひたちおおた男女共同参画プラン」を策定し、平成22年には、「常陸太田市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。さらに平成23年には、同条例に基づく「ひたちおおた絆プラン 第2次常陸太田市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

前計画の策定後、国内では、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国際的には、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられております。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後、男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる取り組みを推進するため、「ひたちおおた絆プラン 第3次常陸太田市男女共同参画推進計画 ～認めあい 支えあい 誰もがかがやけるまち ひたちおおた～」を策定いたしました。本計画では、これまで本市が目指してきた男女共同参画社会をさらに推進するため、「女性活躍推進計画」「DV対策基本計画」を盛り込んでおります。

今後は、本計画に基づき、市民、事業者、関係団体等、様々な方々と連携・協働することで、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただいた市民の皆さまをはじめ、常陸太田市男女共同参画審議会審議委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

常陸太田市長 **大久保 太一**

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の基本理念	6
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	9
第2章 計画策定の背景	11
1 男女共同参画の歩み	12
2 男女を取り巻く社会情勢と意識の変化	13
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本目標	26
2 計画の体系	27
第4章 計画の内容	29
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	30
〈施策の方向〉	
1 男女共同参画の「見える化」と行動変化の促進	30
2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	31
3 地域の活性化やまちづくりへの女性の参画拡大	34
4 少子高齢化社会を男女で支え合う地域づくり	36
5 将来を担う子どもたちを育てる住みよい地域社会の実現	37
基本目標2 様々な分野における女性の活躍の推進	39
〈施策の方向〉	
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	39
2 すべての人にとって働きやすい職場環境の整備の促進	42
3 職場における女性が活躍できる環境整備の実現	44
4 意思決定過程等への女性参画の拡大	46

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築	4 8
〈施策の方向〉	
1 人権尊重の意識づくり	4 8
2 DV等的人権侵害を容認しない社会の実現	5 0
3 各種ハラスメントの防止	5 2
4 性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築	5 3
基本目標4 安全・安心な暮らしの実現	5 4
〈施策の方向〉	
1 生涯を通じた健康支援, 健康づくり	5 4
2 自立して暮らせる生活環境の整備	5 7
第5章 計画の推進	6 1
1 計画の推進体制の整備	6 2
2 市民協働の推進	6 3
3 計画の周知及び指標の設定	6 4
資料編	6 7
○ 諮問 (写)	
○ 答申 (写)	
○ 常陸太田市男女共同参画推進条例	
○ 常陸太田市男女共同参画審議会委員名簿	
○ 第3次常陸太田市男女共同参画推進計画調整会議委員名簿	
○ 男女共同参画社会基本法	
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	

第1章

計画の策定にあたって

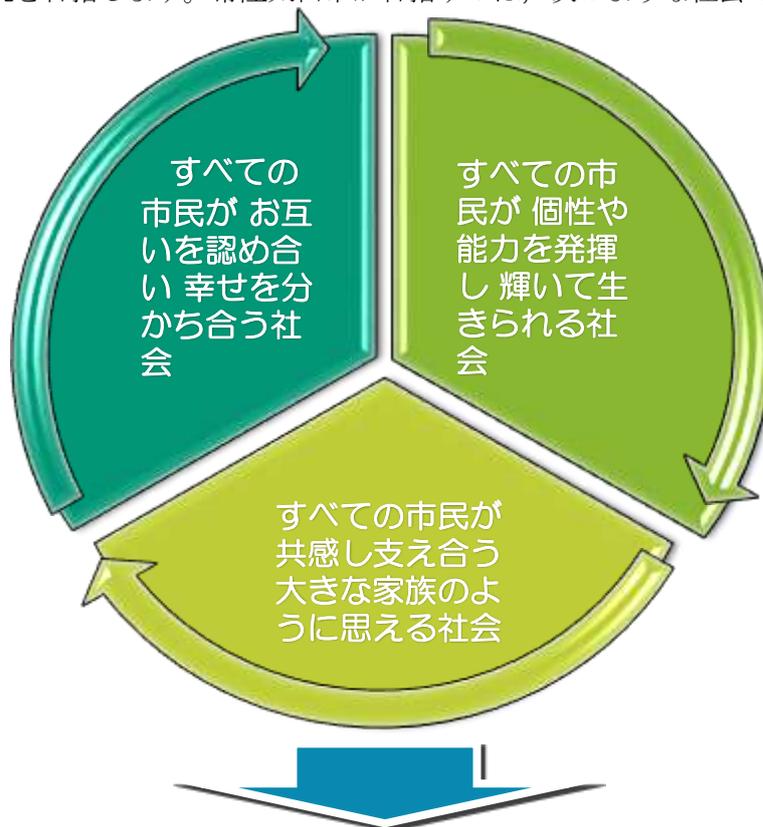
- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の男女共同参画社会基本法及び常陸太田市男女共同参画推進条例に基づき策定するものです。
- (2) 策定にあたっては、第2次常陸太田市男女共同参画推進計画の推進状況の検証や市民アンケート調査の結果等を踏まえるとともに、国・県の計画や社会情勢等を勘案しています。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく女性活躍推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づくDV対策基本計画を一体化した計画です。
- (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ、市民、事業者、関係団体、NPO、国及び県など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

2. 計画の基本理念（常陸太田市が目指す男女共同参画社会）

この計画は、常陸太田市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念に沿った男女共同参画社会の実現を目指します。常陸太田市が目指すのは、次のような社会です。



常陸太田市が目指す
男女共同参画社会

3. 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び常陸太田市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定された男女共同参画推進計画であり、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

(2) 女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

(3) DV被害者保護等のための市町村基本計画

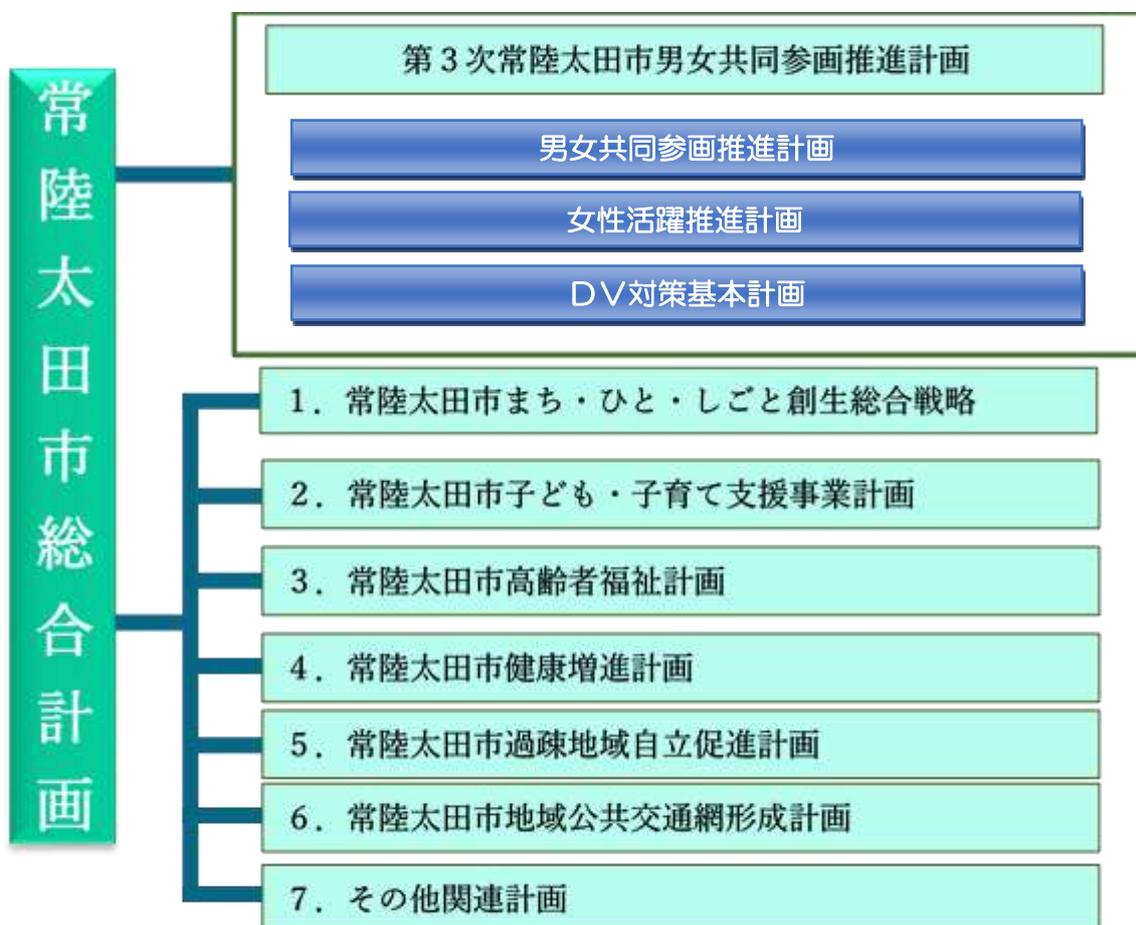
この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

(4) 常陸太田市総合計画の分野別計画

この計画は、「常陸太田市第6次総合計画」基本構想に示された、本市の目指す都市像と施策の方向性を踏まえた分野別計画です。また、この計画に定められた基本理念や取組などについては、「常陸太田市後期基本計画（令和4～8年度）」に反映させ、整合性を確保します。

(5) 各分野別計画との整合性の確保

「常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「常陸太田市子ども・子育て支援事業計画」、「常陸太田市高齢者福祉計画」、「常陸太田市健康増進計画」、「常陸太田市過疎地域自立促進計画」、「常陸太田市地域公共交通網形成計画」など、関連する計画との整合性を確保します。



【参考】計画策定に関連する法律・条例の抜粋

●男女共同参画社会基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

●常陸太田市男女共同参画推進条例第9条（基本計画）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画を策定するものとする。

●常陸太田市男女共同参画推進条例第3条（基本理念）

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、性別に関わらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別に関わらず、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に、両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

4. 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間とします。

なお、計画期間の5年の間において、国及び県の動向や社会情勢の変化、計画の進捗状況等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2次常陸太田市男女共同参画推進計画							
	アンケート調査	策定	第3次常陸太田市男女共同参画推進計画				

第2章

計画策定の背景

- 1 男女共同参画の歩み
- 2 男女を取り巻く社会情勢と意識の変化

1. 男女共同参画の歩み

年	国の動き	県の動き	市の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」公布 ・女子差別撤廃条約批准 		
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「母体保護法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきハーモニープラン」策定 	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 		
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー規制法施行 		
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画推進条例」制定、施行 ・男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次「ひたちおた男女共同参画プラン」を策定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)策定 ・茨城県男女共同参画実施計画策定 ・茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会設置 	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策」決定 		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(第3次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「常陸太田市男女共同参画推進条例」を制定
2011年 (平成23年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)いきいき いばらきハーモニープラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次男女共同参画推進計画「絆プラン」を策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・男女共同参画基本計画(第4次)策定 		
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「男女雇用機会均等法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 	
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県女性活躍推進計画」策定 	
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 		
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田市男女共同参画に関する市民アンケート調査(第3次計画)
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(第5次)策定 		

2. 男女を取り巻く社会情勢と意識の変化

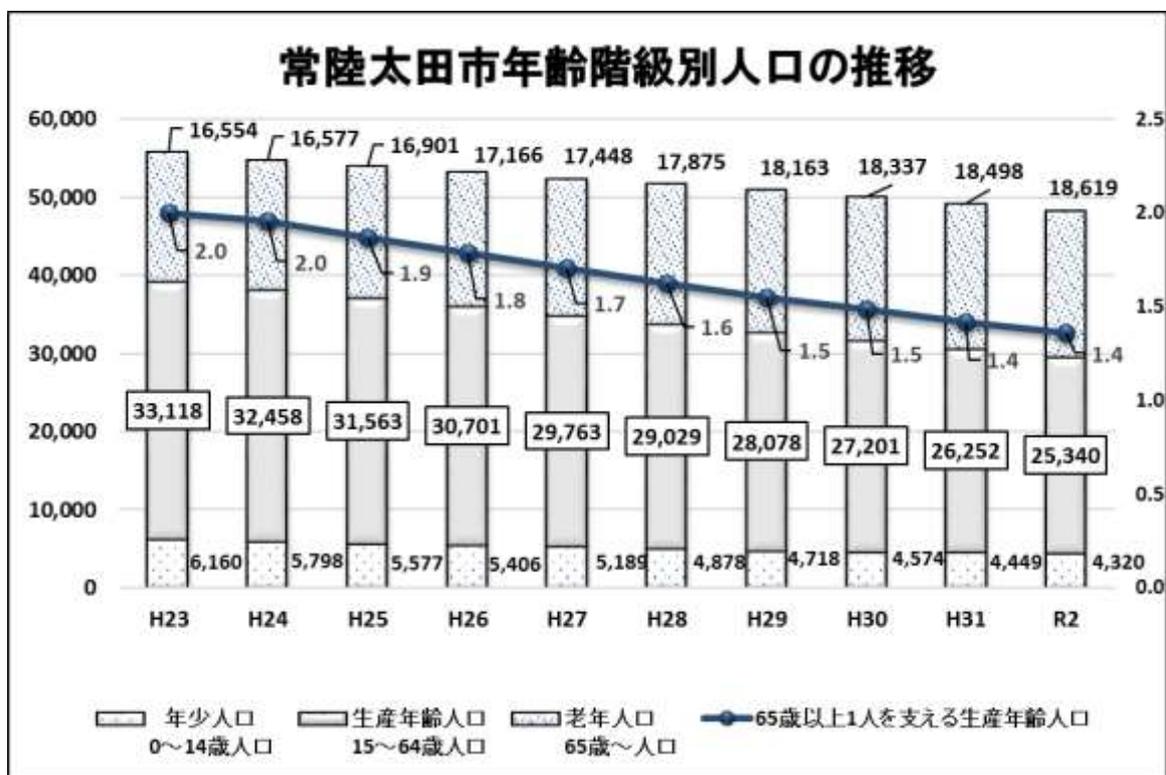
(1) 少子・高齢化の進行

① 人口構造の変化

全国的にも人口減少と少子高齢化が進む中、本市でも人口の減少が問題となっています。年齢構成を見ても、この10年間で年少人口が6,160人から4,320人となり、1,840人減少し、逆に高齢人口は16,554人から18,619人となり、2,065人増加しています。

生産年齢人口については、33,118人から25,340人となり、7,778人減少していることから、単純計算では、生産年齢にある人1.4人で高齢者1人を支えている計算となり、全国と茨城県の平均2.3人を下回る数値になっています。

図—1 常陸太田市 年齢階級別人口の推移



総務省「国勢調査」、茨城県「常住人口調査」

② 合計特殊出生率の変化

合計特殊出生率は、全国的に平成28年まで、徐々に上昇してきていましたが、それ以降は下降が続いている状況です。一方で本市は、全国・県平均を下回る値で推移している中で、現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率2.07が必要とされており、本市はその数値から比べると大幅に下回っている状況であり、人口減少対策は本市における最重要課題となっています。

合計特殊出生率が低下している原因としては、若年層の減少、未婚率の上昇、晩婚化・晩産化のほか、様々な理由により多子出産に消極的な家庭の増加が考えられます。

その理由としては、子育てにかかる費用の負担感や非正規雇用者の増加などによる経済的事情、住宅事情、核家族化で子供の面倒を見てくれる祖父母等がいない、長時間労働等により夫が育児に協力しにくい、女性の就業と育児の両立が困難である、といった問題があることが指摘されています。

図－2 合計特殊出生率の推移



総務省「国勢調査」、茨城県「常住人口調査」

(2) 市民アンケート調査からみる市民の生活と意識の変化

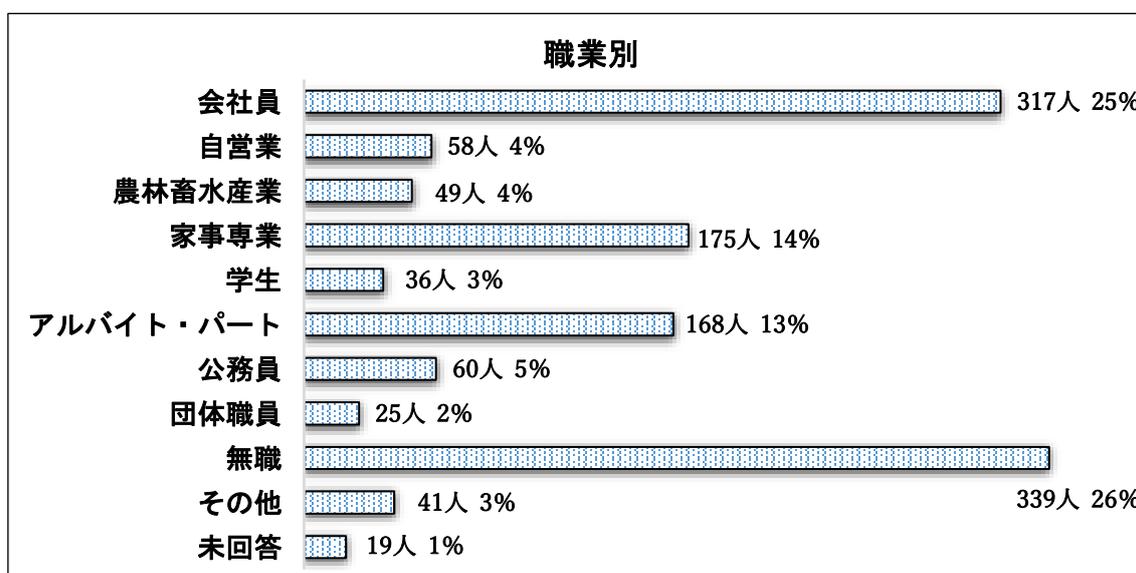
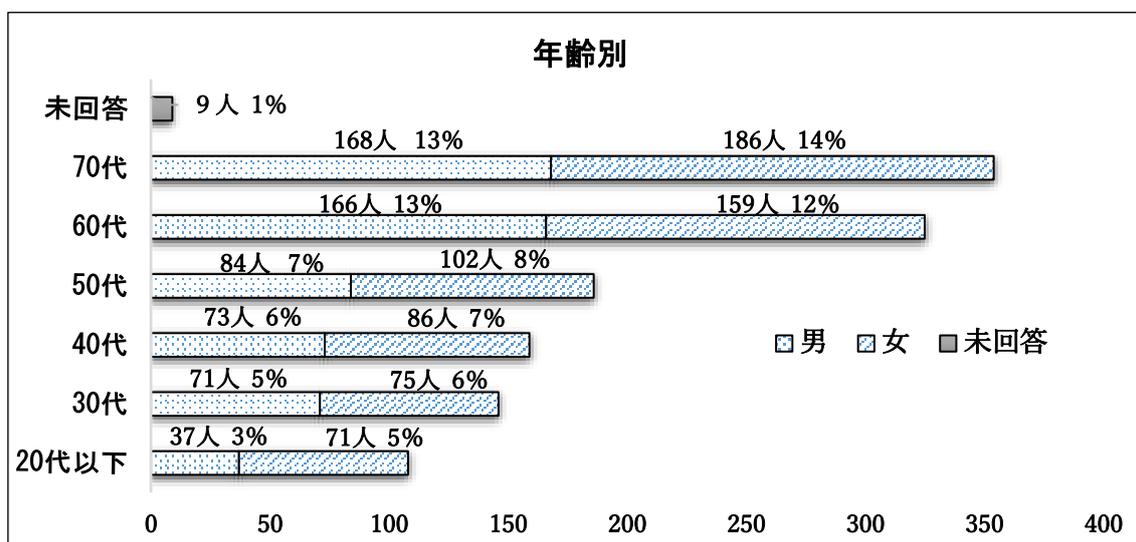
■ 調査の目的

本調査は、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識と実態等を調査集計・分析し、その結果を公表することにより、市民全体の男女共同参画社会への理解と意識の醸成を図るために実施したものです。

【調査方法】

アンケート名称	市民アンケート調査
調査対象	無作為に抽出された18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	配布数 3,000部 有効回収数 1,287人（男性600人，女性680人，未回答7人） 有効回収率 42.9%

◇ 属性



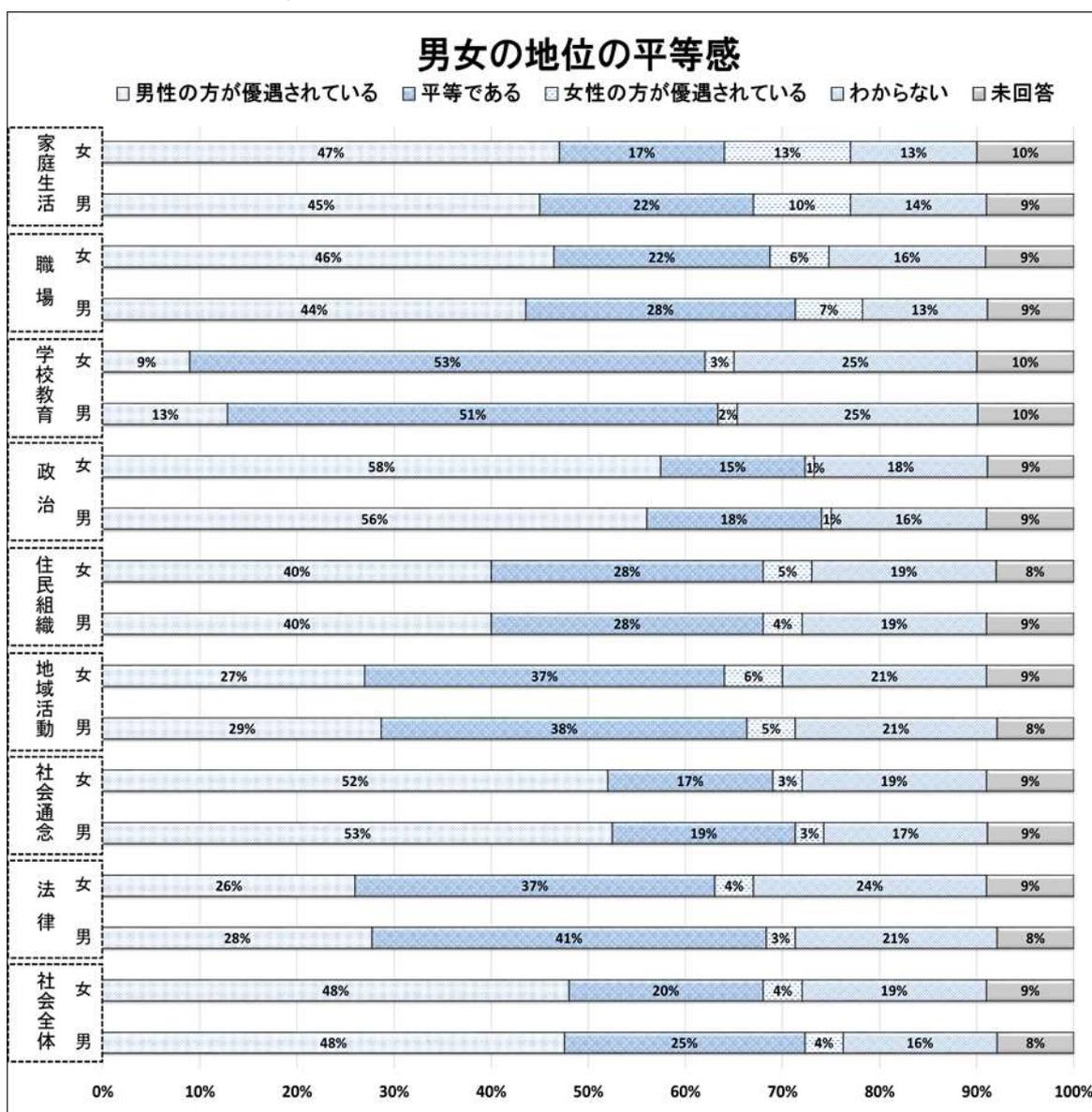
① 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、社会全体で、男女とも48%の人が男性優遇と感じており、平等と答えたのは、男性25%、女性20%に留まっています。

どの分野でも、男性優遇と感じる人が多く、特に「政治」、「社会通念」及び「職場」の分野などで男性優遇と感じている人が多い状況となっています。

一方で、「学校教育」の場においては、男女共に50%以上の人が平等と感じており、その他に「地域活動」・「法律」においても、比較的高い割合で平等と感じている人がいることが分かります。

図-3 常陸太田市 男女の地位の平等感（分野別）

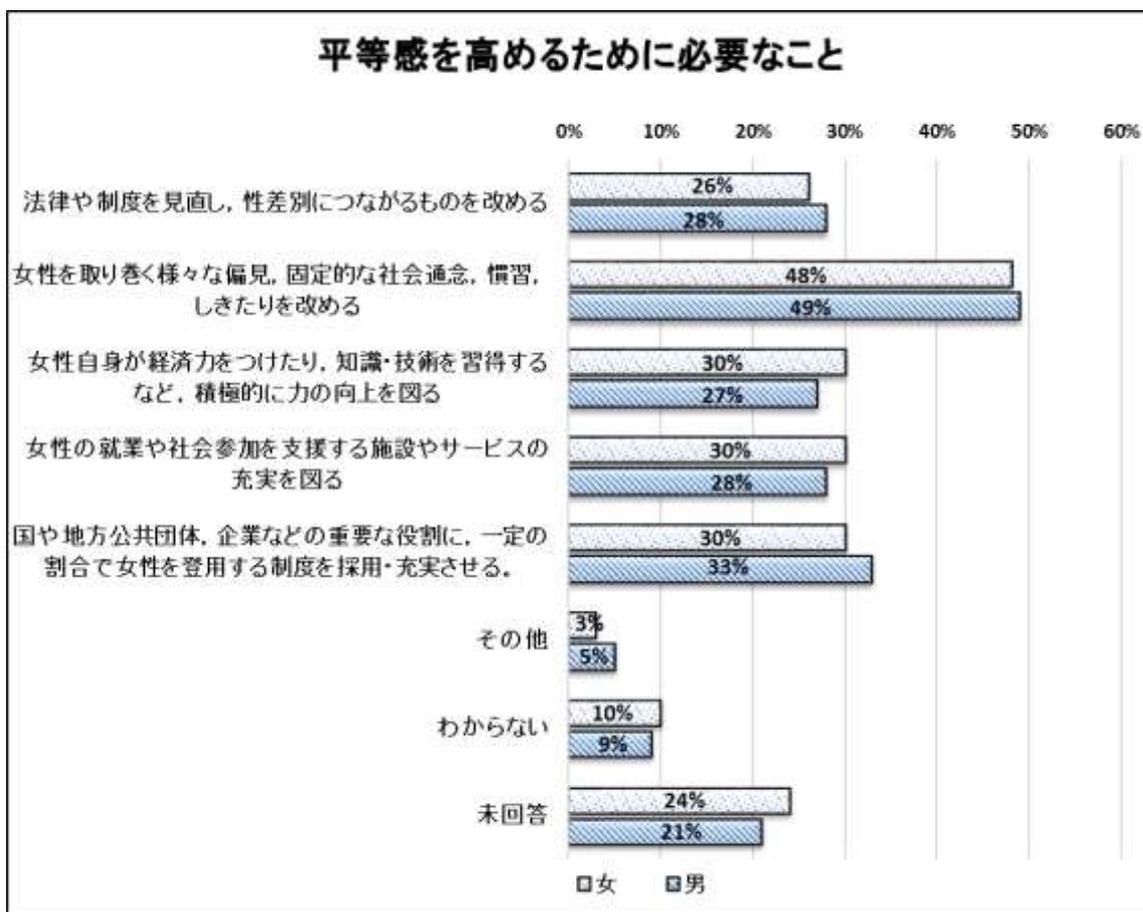


「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

② 平等感を高めるために必要なこと

男女の地位の平等感を高めるために必要なことについては、男女共に最も多かった回答が、「女性を取り巻く様々な偏見, 固定的な社会通念, 慣習, しきたりを改める」であり、48%以上の方が回答しています。また、他に30%の方が、「国や地方公共団体, 企業などの重要な役割に, 一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実させる」, 「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」, 「女性自身が経済力をつけたり, 知識・技術を習得するなど, 積極的に力の向上を図る」と回答しており、女性の地位向上と活躍促進を図る回答が多くなっています。

図－4 常陸太田市 平等感を高めるために必要なこと



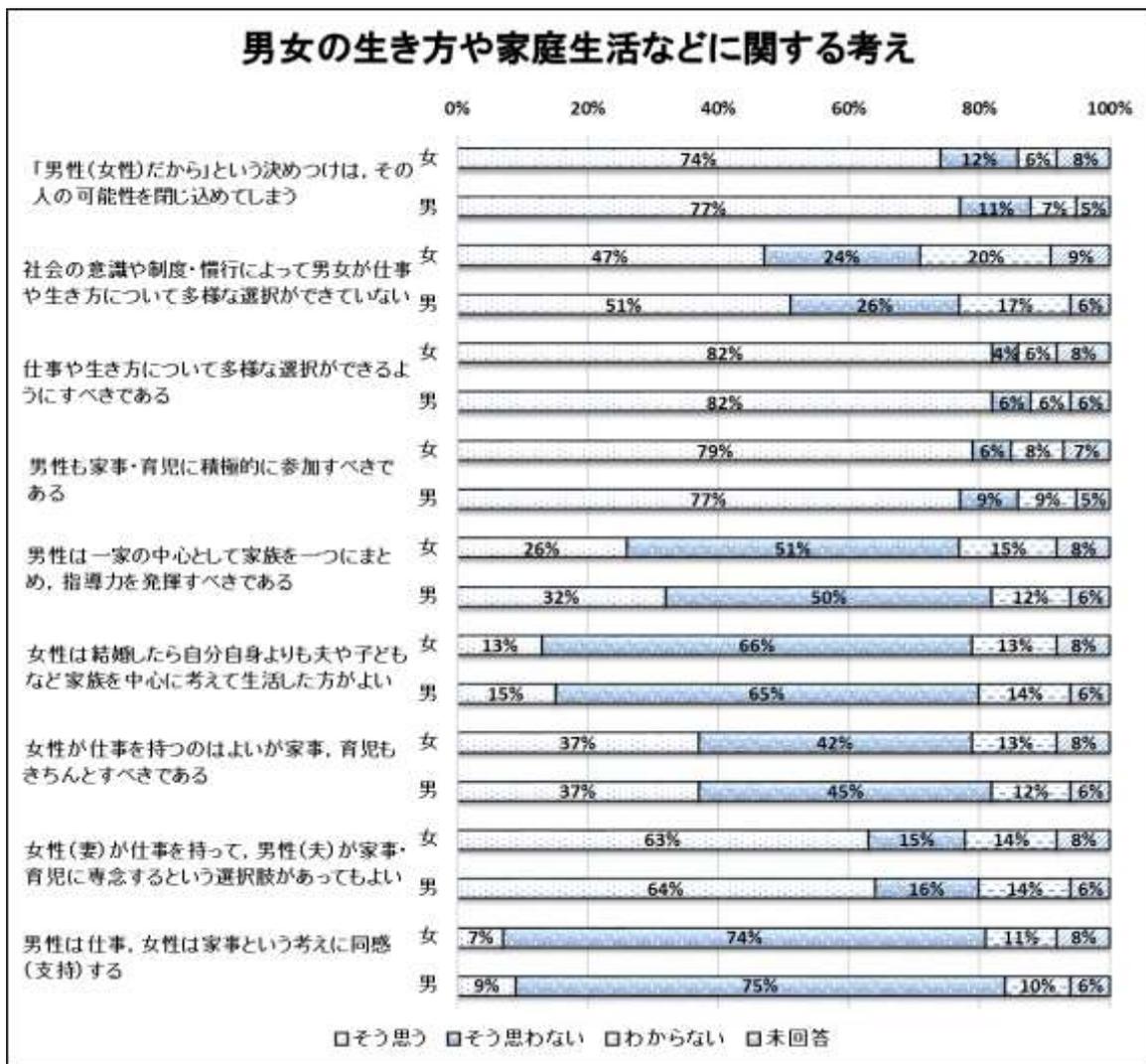
「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

③ 男女の生き方や家庭生活などに関する考え

男女の生き方や家庭生活などに関する考えについては、男女共に「仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきである」という回答が82%でした。

また、次に高い回答率であったのが、「男性（女性）だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」であり、いずれも70%を超える回答であることから、性別による固定的な役割分担意識の解消や個人の尊厳を重要視した回答が高い割合を占めています。

図－5 常陸太田市 男女の生き方や家庭生活などに関する考え



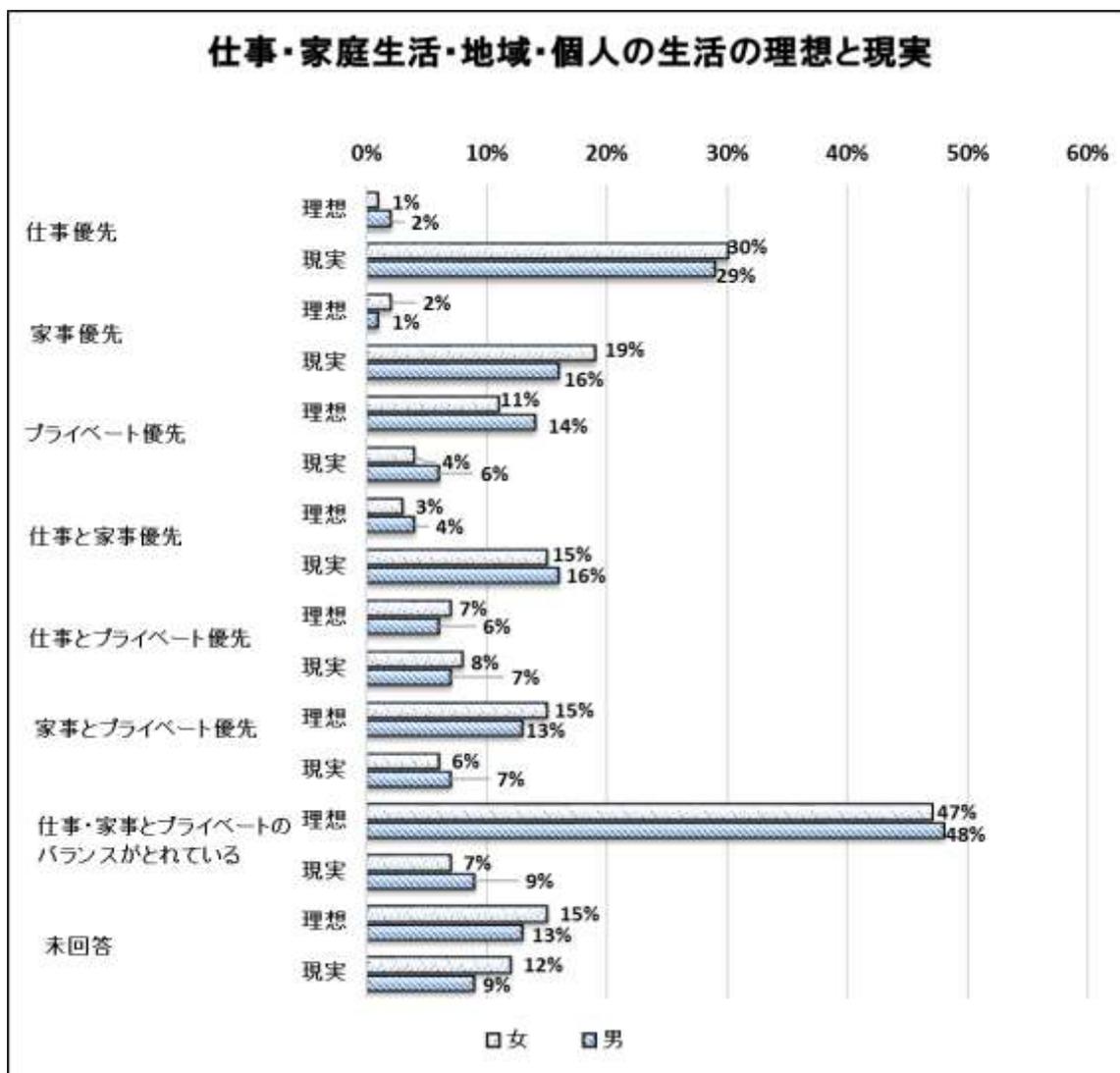
「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

④ 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の理想と現実

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の理想と現実については、理想について、男女共に最も多かった回答が「仕事・家事・プライベートのバランスがとれている」であり、女性が47%、男性が48%でした。

一方で現実では男女共に最も多かった回答が「仕事優先」であり、女性が30%、男性が29%の回答率であったことに対し、理想で最も多かった「仕事・家事・プライベートのバランスがとれている」については、女性が7%、男性が9%の回答であることから、理想と現実に大きな隔たりがある結果となっています。

図－6 常陸太田市 仕事・家庭生活・地域・個人の生活の理想と現実



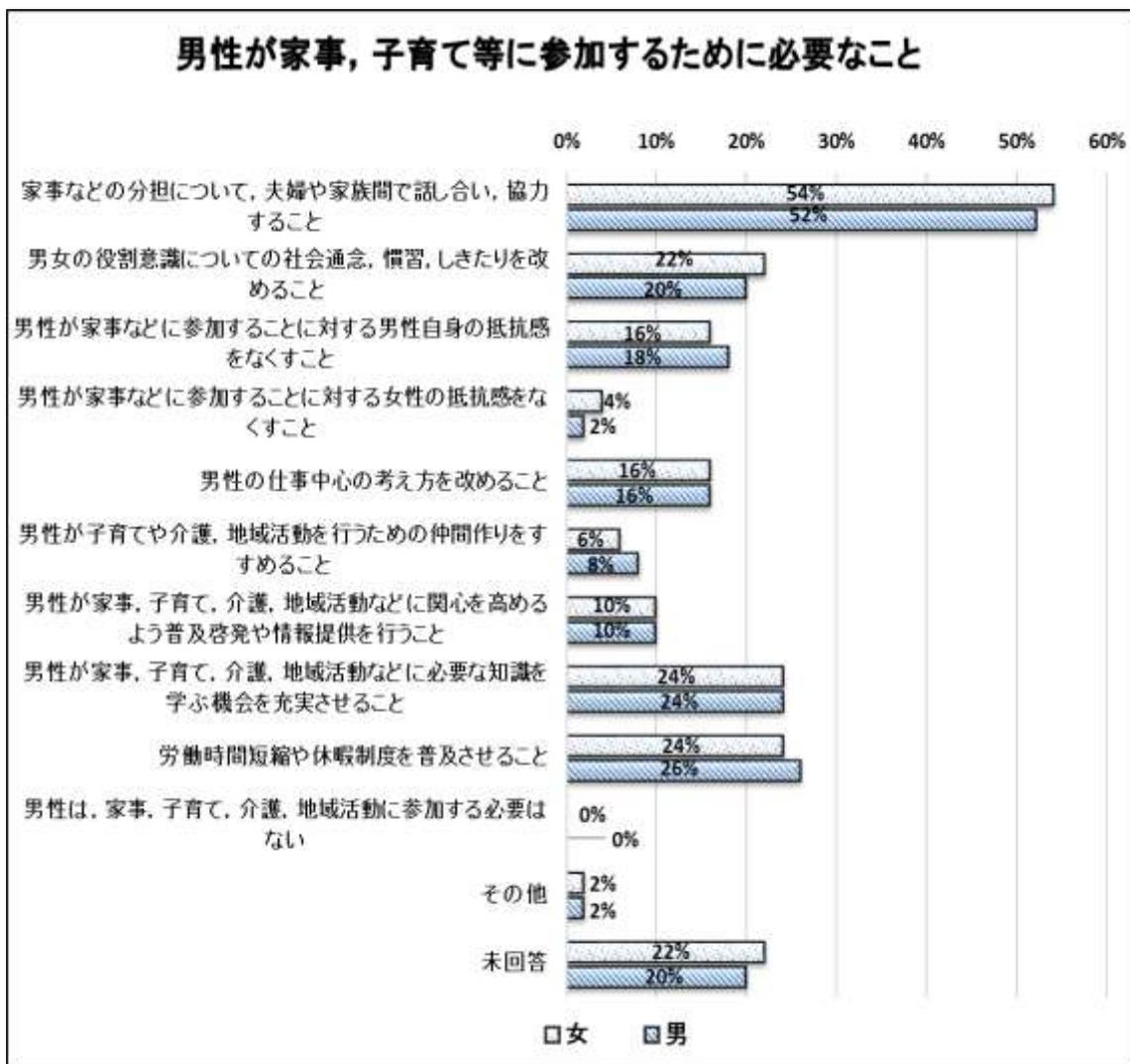
「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

⑤ 男性が家事，子育て等に参加するために必要なこと

男性が家事，子育て等に参加するために必要なことについては，男女共に最も多かった回答が「家事などの分担について，夫婦や家族間で話し合い，協力すること」であり，女性が54%，男性が52%でした。

また，他に高い回答率であったのが，「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」，「男性が家事，子育て，介護，地域活動などに必要な知識を学ぶ機会を充実させること」，「男女の役割意識についての社会通念，慣習，しきたりを改めること」であり，いずれも男女共に20%を超える結果となっています。

図一七 常陸太田市 男性が家事，子育て等に参加するために必要なこと



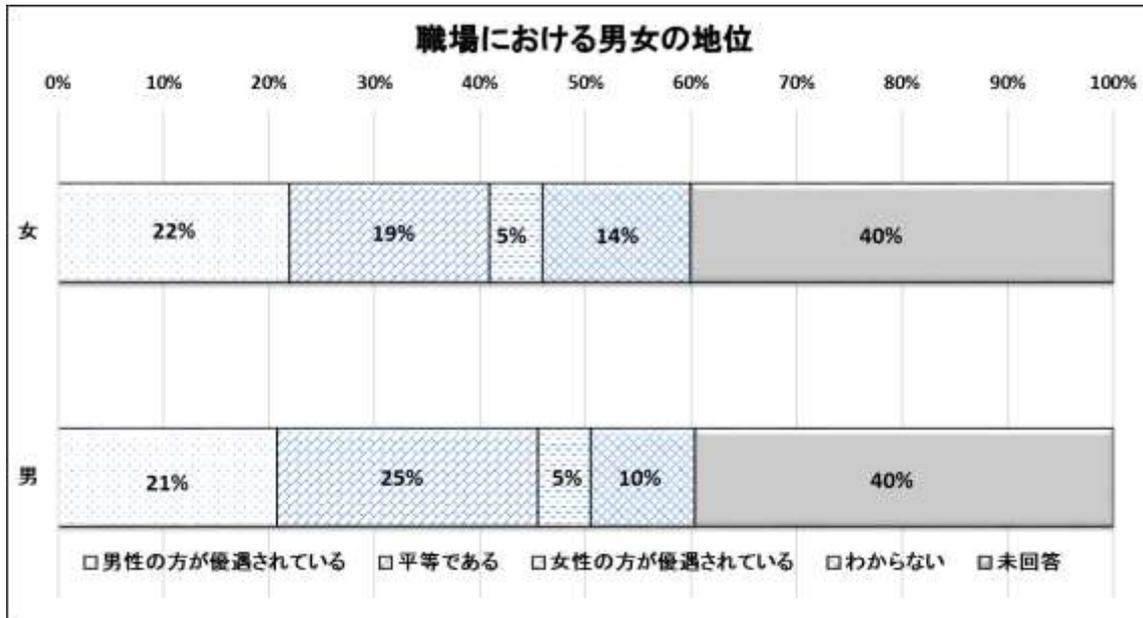
「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

⑥ 職場での男女の地位及び男女がそれぞれ優遇と感じる具体的な内容

職場での男女の地位については、「男性の方が優遇されている」との回答が、全体で22%であったのに対し、「女性の方が優遇されている」との回答が5%に留まっていることから、職場における男性優位の意識が高いことが分かります。

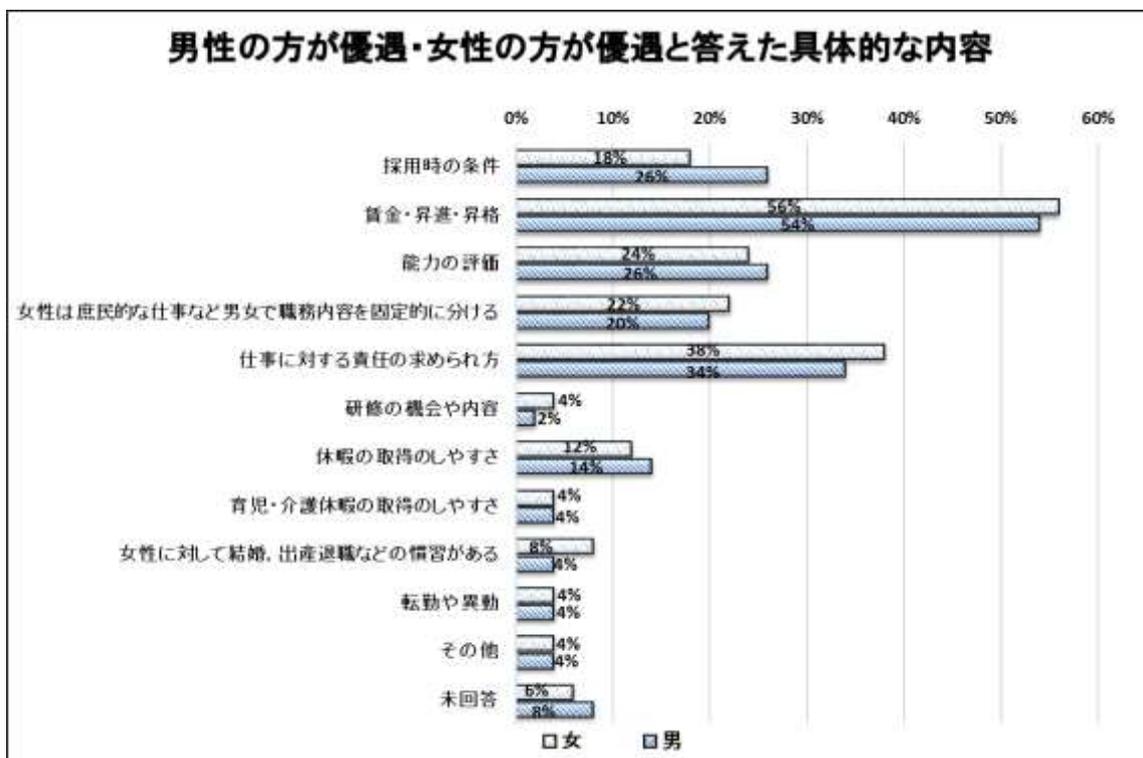
また、その内容については、「賃金・昇進・昇格」や「仕事に対する責任の求められ方」又は「採用時の条件」等が高い回答率となっています。

図－8 常陸太田市 職場における男女の地位



「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

図－9 常陸太田市 男性の方が優遇・女性の方が優遇と答えた具体的な内容

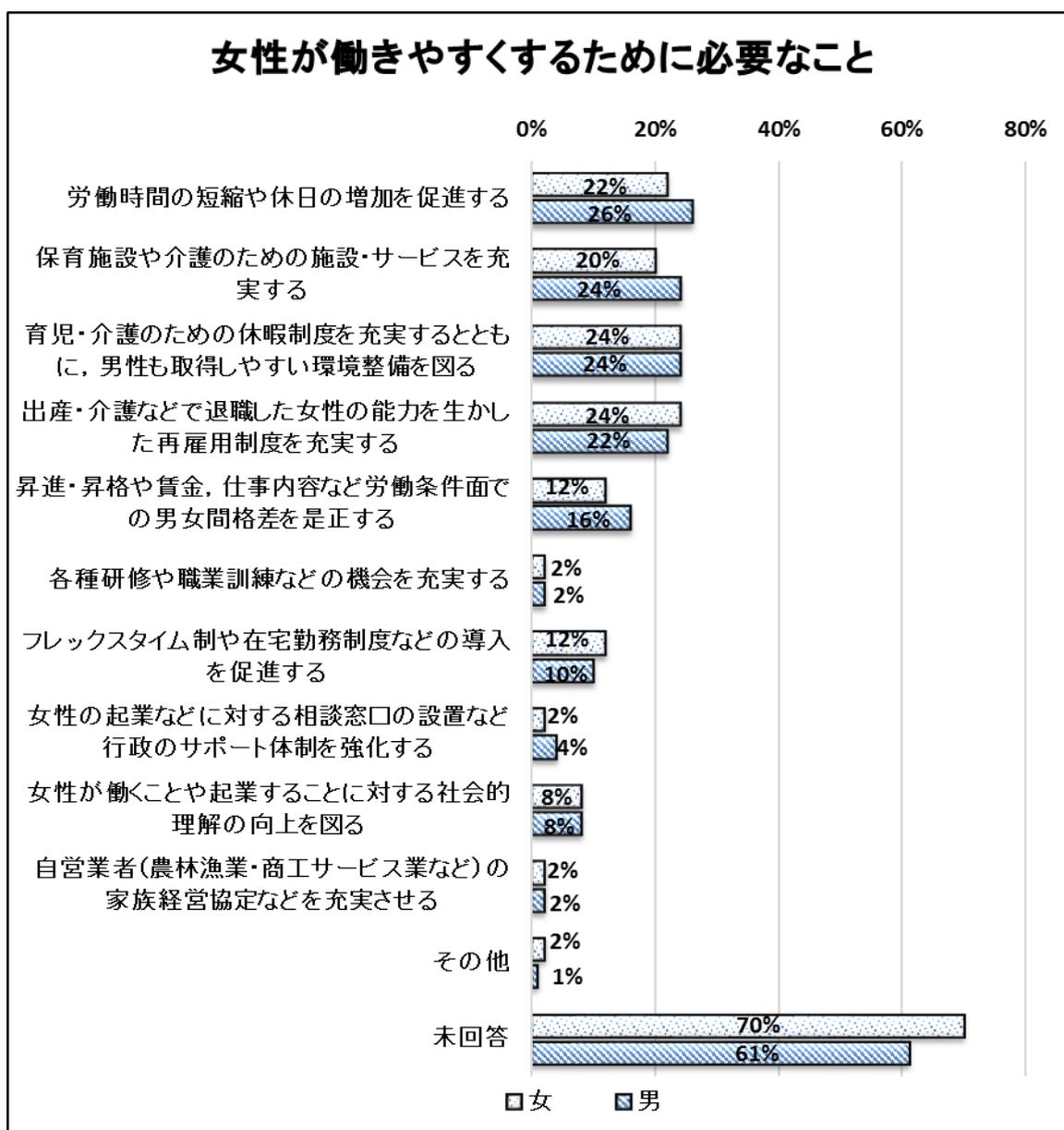


「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

⑦ 女性が働きやすくするために必要なこと

女性が働きやすくするために必要なことについては、多かった回答は、「労働時間の短縮や休日の増加を促進する」、「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」、「育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る」、「出産・介護などで退職した女性の能力を生かした再雇用制度を充実する」が、男女共に20%を超えており、女性の育児や介護に対応した職場環境の整備への要望が高くなっています。

図－10 常陸太田市 女性が働きやすくするために必要なこと



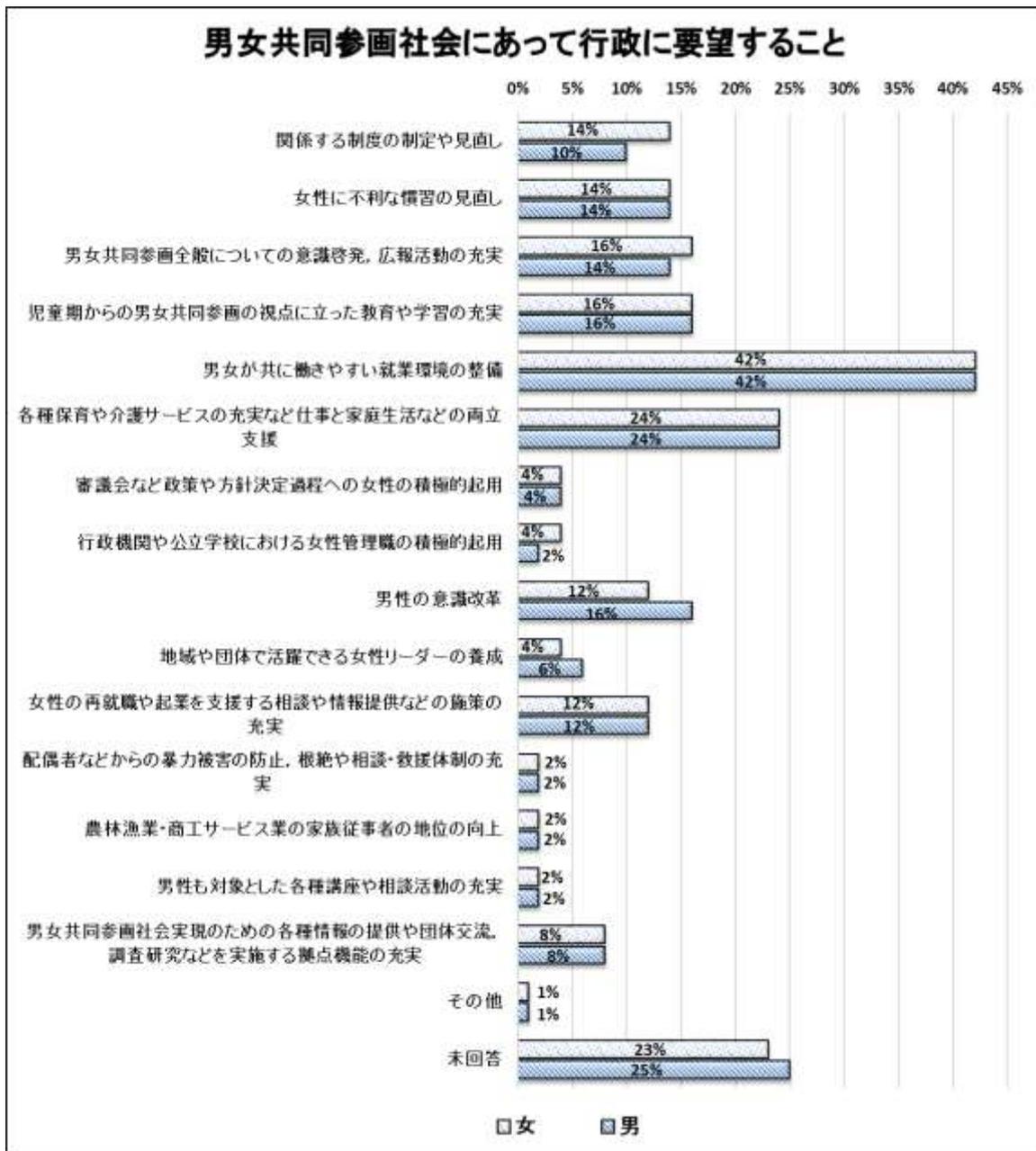
「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

⑧ 男女共同参画社会の実現にあって行政に要望すること

男女共同参画社会の実現にあって行政に要望することについては、最も多かった回答は、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」であり、男女共に42%となっています。

次に回答が多かったのは、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活などの両立支援」であり、男女共に24%となっており、男女が働きやすい就業環境の整備や仕事と家庭生活を支えるための保育・介護サービスの充実に対する要望が高くなっています。

図－11 常陸太田市 男女共同参画社会にあって行政に要望すること



「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」策定に関する市民アンケート調査 令和2年2月実施

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の体系

1. 計画の基本目標

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

男女共同参画社会の実現を目指す意識を醸成するための情報提供や意識啓発等を通して、様々な機会を活用することにより、市民の理解を深めながら、男女共同参画を推進するための環境づくりに取り組んでいきます。

また、各種調査から得られたデータやこれまでの取組みの成果などを見直し、本市の女性と男性の状況の差異や不平等の状況把握に努めながら、市の政策・施策に男女共同参画の理念を取り入れていきます。

そして、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見をなくし、男女の特性や違いを認めた上で、誰もがお互いを大切にして責任を分かち合うような社会の実現のために、あらゆる分野での男女共同参画を推進していきます。

基本目標2 様々な分野における女性の活躍の推進

女性は、家庭、職場、地域などの様々な分野における活動を担っておりますが、我が国の女性の指導的地位に占める割合は、国際的にみてもまだまだ低い水準にとどまっているところです。

市では、様々な分野で男女の考えが平等に反映されるよう、魅力的なまちづくりのための政策・方針決定過程への女性の参画の促進や、女性の活躍に向けた人材の育成を推進していきます。

また、働く場における女性の活躍の推進として、女性登用のための事業者に対する積極的な情報発信の実施や雇用促進のための支援、働く男女のワーク・ライフ・バランスの実現のために、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築

女性に対する差別や暴力は、重大な人権侵害であり、暴力の根絶と被害者の救済は、男女共同参画社会の重要な課題のひとつです。市では、家庭内暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や職場における各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等）、更に、近年社会問題として認識されている恋人同士間での暴力（デートDV）等、男女共同参画を阻害する人権侵害の根絶に向けた取組を進めます。

また、性別にかかわらず、誰もが生き方や働き方を選択でき、多様な人権が尊重され、不合理な扱いを受けない社会づくりを目指します。

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

すべての市民が安全で安心な暮らしを実現するために、生涯を通じた男女の健康への理解の促進と支援を図っていきます。

高齢者や障がい者並びにひとり親家庭等が地域で安心して暮らしていくためには、個々が地域の中で自立し、安心して暮らせるための環境づくりが必要であり、すべての市民の自立と社会参画に対する支援を積極的に行っていきます。

2. 計画の体系

計画の体系は次のとおりとします。

基本目標	施策の方向	基本的施策
1. 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	1. 男女共同参画の「見える化」と行動変化の促進	(1) ジェンダー平等の概念の理解と活用
	2. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 家庭における性別役割意識の見直し
		(2) 男女が尊重し合う教育の充実
		(3) 生き方を考えキャリアを選択する力を育てる教育の推進
		(4) 男女がともに参加できる生涯学習機会の充実
	3. 地域の活性化やまちづくりへの女性の参画拡大	(1) 地域における男女共同参画の推進
		(2) 防災における男女共同参画の推進
	4. 少子高齢化社会を男女で支え合う地域づくり	(1) 地域で支える子育てネットワークの充実
		(2) 一人ひとりがかけがえない仲間として尊重される地域づくり
	5. 将来を担う子どもたちを育てる住みよい地域社会の実現	(1) 地域における自主活動組織を育てる支援の強化
(2) 子どもを地域の宝として育てる環境の整備		
2. 様々な分野における女性の活躍の推進	1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	(1) 家族全員で担う家庭生活の実現
		(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のための子育て支援制度の充実
		(3) ワーク・ライフ・バランスの実現のための介護支援制度の充実
	2. すべての人にとって働きやすい職場環境の整備の促進	(1) 職業生活と家庭生活との両立を支援するための働きかけ
		(2) 自営業における家族のパートナーシップの確立
	3. 職場における女性が活躍できる環境整備の実現	(1) 就業女性のスキルアップの支援
		(2) 女性が活躍できる職場環境の実現
		(3) 再就職・起業を目指す女性に向けた支援
4. 意思決定過程等への女性参画の拡大	(1) 行政における女性の登用の推進	
	(2) 地域女性リーダーの育成	
	(3) 事業者、団体等における女性の登用の促進	
3. 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築	1. 人権尊重の意識づくり	(1) 性の尊重に関する意識の啓発と教育
		(2) 情報発信における人権の尊重
	2. DV等 person 権侵害を容認しない社会の実現	(1) DVIに係る相談や支援環境の整備
		(2) DVIに係る関係機関との連携体制
		(3) DV相談を受ける職員の資質向上
		(4) DVを許さない社会の実現
	3. 各種ハラスメントの防止	(1) ハラスメント防止と対策
	4. 性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築	(1) 性的マイノリティについての市民や事業者への理解促進
4. 安全・安心な暮らしの実現	1. 生涯を通じた健康支援、健康づくり	(1) 生涯を通じた健康支援、健康づくり
		(2) 妊娠、出産等に関する健康支援
		(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
	2. 自立して暮らせる生活環境の整備	(1) 高齢者が自立して暮らせる環境の整備
		(2) 障がい者が自立して暮らせる環境の整備
		(3) ひとり親家庭が自立して暮らせる環境の整備
		(4) 自立を支える地域公共交通の充実

第4章

計画の内容

- 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
- 基本目標 2 様々な分野における女性の活躍の推進
- 基本目標 3 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築
- 基本目標 4 安全・安心な暮らしの実現

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

■ 施策の方向

1. 男女共同参画の「見える化」と行動変化の促進

◆ 現状と課題

- ① 男女共同参画の意義や現状について、市民にとって分かりやすく周知を図るために、さらなる情報発信が必要です。
- ② 男女間の偏った意識や偏見、慣行等は、長年の積み重ねの中で作られてきたものであり、それらを変えるためには、継続的に働きかけていくことが必要です。

● 基本的施策

(1) ジェンダー平等の概念の理解と活用

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の社会的性別（ジェンダー）（※）にとらわれない、男女平等の意識を深めていけるように、男女の状況の差異を示すデータを活用しながら、男女共同参画の意識啓発に努めます。

《 具体的施策 》

基本的施策 ジェンダー平等の概念の理解と活用		
具体的施策	内容	事業主体
① 男女の状況の差異を示すデータの収集・分析と市民への発信	<ul style="list-style-type: none">・市が実施するアンケート調査等のデータから、男女の状況の差異を分析し活用します。・「ジェンダー平等の概念」について、市広報やホームページなどを活用して、理解促進や情報提供を行います。	少子化・人口減少対策課

※「社会的性別(ジェンダー)」

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」という。

2. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

◆現状と課題

- ① 家事を行う男性は少しずつ増えてはいますが、「市民アンケート調査」の結果でも、いまだ家事・育児等は女性が行っているのが現状であり、家庭においても、男女がお互いを尊重し協力し合うことで、男女共同参画が身に付いていけるよう、平等意識に根ざした家庭教育のための学習機会の提供が必要です。
- ② 子どもたちが、様々な生き方、選択肢があることを学び、自分らしさを大切に、それぞれの個性と能力を発揮していけるように、キャリア教育を充実させることが必要です。
- ③ 生きがいや心の豊かさを重視する生き方を求める人が多くなっており、だれもが性別や年齢にとらわれず、生涯にわたり、さまざまな学習の機会が確保されることが必要です。

●基本的施策

(1) 家庭における性別役割意識の見直し

家庭における家事や子育て、介護等に対する性別による役割分担意識を解消するための啓発活動や学習機会の提供をとおして、家庭生活における男女共同参画を促進します。

《具体的施策》

基本的施策 家庭における性別役割意識の見直し		
具体的施策	内容	事業主体
① 男女共同参画啓発事業の実施	・家庭の家事や子育て、介護等における性別による役割分担意識の解消をするための学習機会の提供として、男女共同参画推進のための「パパと一緒にクッキング」など男性が参加する講座を開催します。	少子化・人口減少対策課



(2) 男女が尊重し合う教育の充実

子どもに対し、男女がお互いに尊重し合う意識を育てるとともに、性別による役割分担意識を見直すような教育を実施することと、保護者に対し、子どもに影響を与える親の意識、生活態度の向上を目指すための意識の醸成を図ります。

教職員等に対し、職場における立場・役割・職務内容等において、男女の意識の差を少なくするための研修を実施し、意識の高揚を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 男女が尊重し合う教育の充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 子どもの家庭内における手伝いの促進	・生活科や家庭科の授業において児童生徒の家庭内での役割調べを実施し、自分にできることを考え、実践できるよう指導します。	教育委員会指導室
	・家庭での食育推進を図るため、子どもと一緒に家庭で活用できる減塩レシピの配布や、レシピの作り方詳細を市ホームページに掲載します。	健康づくり推進課
② PTA 活動等における保護者の男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対し、各種研修会を実施し、家庭教育、子どもを取り巻く環境、実践活動等の資質の向上を図ります。 ・市長との懇談会や広報誌による情報提供を行い、保護者間での情報提供や活動への理解を図ります。 	教育委員会生涯学習課
③ 男女共同参画に関する教職員の校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の職務配分等において、立場・役割・内容等において、男女の意識の差を少なくしていきます。 ・男女共同参画に関する研修会(県教委主催)に市内全小中学校とも参加し、意識の高揚を図ります。 	教育委員会指導室



(3) 生き方を考えキャリアを選択する力を育てる教育の推進

男女共同参画の視点に立って、子ども一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する総合的なキャリア教育(※)を推進し、希望に合った進路を選択できる能力や職業観を身につけることができるよう学習機会の充実を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 生き方を考えキャリアを選択する力を育てる教育の推進		
具体的施策	内容	事業主体
① 教育の場における勤労意識や職業観に関する平等意識の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を実施します。 ・各中学校において中学生社会体験事業「TRIAL HNOBOOK」を活用して職業体験学習を実施します。 	教育委員会指導室

※「キャリア教育」

幼児、児童、生徒一人ひとりがその発達課題の達成をとおして、将来、社会人、職業人として自立していくために必要な意欲や態度、能力を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体。

(4) 男女がともに参加できる生涯学習機会の充実

町会や公民館活動等の地域団体活動や、趣味のサークルなどの学習機会の充実を図るなど、男女がともに参加しやすい生涯学習機会の充実に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 男女がともに参加できる生涯学習機会の充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 男女共同参画関連図書コーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館において、男女共同参画関連図書コーナー及びカウンター前展示を実施します。 	図書館
② 公民館活動などにおける学習機会の充実(各種講座の開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館において、地域の学習ニーズや特色を活かし、家庭教育学級、高齢者学級、趣味の教室、生活学級、女性教室等を実施します。 	教育委員会生涯学習課

3. 地域の活性化やまちづくりへの女性の参画拡大

◆現状と課題

- ① 地域活動において、PTAや少年団等子どもに関する活動に参加する女性は多くいますが、まちづくりの担い手等においては、まだまだ女性が少ない状況であり、女性のまちづくりへの参画促進が必要です。
- ② 防災分野において、男女両方の視点と参画が必要であり、女性の参画促進を図ることが必要です。

●基本的施策

(1) 地域における男女共同参画の推進

まちづくりに関して、地域団体やNPO(※)等と協働することで、女性が情報を共有し、積極的に活動への参画ができるように努めます。

《具体的施策》

基本的施策 地域における男女共同参画の推進		
具体的施策	内容	事業主体
① 地域における女性活躍推進体制の整備啓発	・「市男女共同参画推進条例」に基づき、市男女共同参画審議会等と連携しながら、女性活躍推進体制の整備啓発を進めます。	少子化・人口減少対策課
② 市民活動ネット(※)の活用による、地域における自主活動の支援	・市民活動ネット(ブログ掲載・広報誌・お知らせ版)により、ボランティア情報や市民活動団体の活動情報を広く周知し、多くの方に関心を持ってもらうよう図ります。	市民協働推進課

※「NPO」

営利を目的としない活動を行う組織のことで「非営利団体」の総称。

※「市民活動ネット」

市内における市民活動やボランティア活動を活性化することを目的に、地域団体やNPO等に関する情報を提供するホームページ。

(2) 防災における男女共同参画の推進

避難所運営における女性の参画促進、女性防火クラブ(※)や女性消防団員への活動支援等、防災分野への女性の参画促進を図ることにより、防災における男女共同参画の推進に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 防災における男女共同参画の推進		
具体的施策	内容	事業主体
① 地域防災計画(※)への男女共同参画	・防災会議委員における女性の参画拡大を図ります。	防災対策課
② 女性防火クラブの育成，女性消防団の活動支援	・各種団体に対する応急手当の技術指導並びに幼児教育における防火・防災意識の普及啓発活動への支援を実施します。 ・地域限定の災害活動に従事する機能別消防団員として女性団員を採用していきます。	消防本部総務課
	・火災予防週間での夜間広報，住宅用火災報知器の設置促進のためのチラシ配布，全幼年消防クラブへの火災予防広報等の女性防火クラブに係る広報活動を実施します。	消防本部消防課

※「女性防火クラブ」

家庭での火災予防の知識の習得，地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織。

※「地域防災計画」

災害対策基本法第42条に基づき，各地方自治体の長が，それぞれの防災会議に諮り，防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。



4. 少子高齢化社会を男女で支え合う地域づくり

◆現状と課題

- ① 少子高齢化，人口減少，さらには核家族化が進行する中で，男女が安心して子育てができるように地域で支える子育てネットワークの充実が必要です。
- ② 人と人との関わりが希薄になる社会が進行し，地域のコミュニティ機能の低下が進んでいる状況の中，地域における見守り支援体制や相談体制の構築を図ることが必要です。

●基本的施策

(1) 地域で支える子育てネットワークの充実

子育て家庭に対し，きめ細やかな子育て支援サービスや保育サービスを効率的・効果的に提供するとともに，サービスの質の向上を図る観点から，地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進していくことが必要であり，関係機関の連携・協力や公共施設を活用し，地域の子育てボランティア等を育成しながら，子育て家庭を地域全体で支える環境づくりに努めます。

《具体的施策》

基本的施策 地域で支える子育てネットワークの充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 子育て支援ネットワークの充実	・保健・福祉・教育などの分野にかかわる関係者が，常陸太田市子どもサポートネットワーク会議(※)において情報提供と共有化を進めることで，切れ目ない支援体制の充実強化を図ります。	子ども福祉課

※「常陸太田市子どもサポートネットワーク会議」

児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会の呼称。平成18年12月27日に組織。

(2) 一人ひとりがかけがえのない仲間として尊重される地域づくり

子育て世帯が安全，安心，快適な生活を送ることができるような生活環境の整備を図るために，地域における子育て支援団体及び個人とのネットワークの構築に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 一人ひとりがかけがえのない仲間として尊重される地域づくり		
具体的施策	内容	事業主体
① 子育て支援団体等のロールモデル(※)情報の収集及び提供	・市内の子育て支援に係るグループ及び個人をつなぎ，ネットワークを構築するために「子育てメッセ」並びに関連事業を実施します。	少子化・人口減少対策課

※「ロールモデル」

将来を描いたり，自分のキャリア形成を考える際に参考となる事例のこと。模範。手本。

5. 将来を担う子どもたちを育てる住みよい地域社会の実現

◆現状と課題

- ① 少子高齢化が深刻になってきている中で、将来に向けて男女共同参画社会の実現に繋げていくためには、市全体の「地域力」を高めていくことが不可欠であり、地域団体やNPO等と協働して、地域における自主活動の支援体制の強化を図り、市民が男女の偏りなく積極的に地域活動に参加できるような環境づくりが必要です。
- ② 男女を問わず市民の全てが地域活動に参加できるような男女共同参画社会の実現が求められており、地域における子育て支援体制の整備等、子育てしやすい環境づくりが必要です。

●基本的施策

(1) 地域における自主活動組織を育てる支援の強化

地域団体やNPO等と協働して、地域活動の必要性をわかりやすく伝えていくことなどにより、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、さまざまな分野の自主活動組織への支援の強化を図ることにより、活動に参加しやすい環境を地域団体等と連携して整備するなど、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 地域における自主活動組織を育てる支援の強化		
具体的施策	内容	事業主体
① NPOや市民組織間の横の連携、協働及び育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のまちづくりへの参画を後押しするため、市民活動ネット等による情報発信を行うなど女性主体団体を積極的に支援して行きます。 ・各種ボランティア団体等の活動支援として、市民提案型まちづくり事業補助を実施します。 	市民協働推進課



(2) 子どもを地域の宝として育てる環境の整備

地域住民が一人ひとりの子どもを「誰かの子」ではなく、「地域の子（宝）」として大切に育てていく意識の醸成に努めます。

また、子どもたちの見守りや健全育成などを進める活動に対して、地域の連帯感を高め、その機能や活力を向上させていくことと、子どもの健全育成のための相談体制の整備を図るなどさまざまな側面から支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 子どもを地域の宝として育てる環境の整備		
具体的施策	内容	事業主体
① 地域における子どもの見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの安全確保のため、地域子どもボランティアとの連携等により、防犯活動を実施します。 「こどもを守る110番の家」の実施や表示ステッカーの作成・配布を実施します。 	教育委員会教育総務課
② 子どもを連れて安心してイベント等に参加することができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流センターが実施をするイベントにおいて、託児サービスを実施します。 	教育委員会文化課
③ 子育て世帯等が利用しやすい遊具及び公園施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 公園を安全安心に利用してもらえるように遊具の劣化診断を定期的実施し、随時、遊具及び公園施設の修繕を実施します。 	都市計画課

基本目標 2 様々な分野における女性の活躍の推進

■施策の方向

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

◆現状と課題

- ① 男女がともに社会のあらゆる活動に積極的に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスを取って参画できる環境づくりが必要です。
- ② 市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしていくためには、男性の家事等への参加促進を促すとともに、子育てや介護への支援の充実を図ることにより「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※」の実現に向けた環境づくりを進めていくことが必要です。

●基本的施策

(1) 家族全員で担う家庭生活の実現

家事や子育て、介護等の家庭生活は、男女共同の責任であるという意識啓発を図るとともに、家庭生活に参画するための各種講座等の充実に努めます。

〈具体的施策〉

基本的施策 家族全員で担う家庭生活の実現		
具体的施策	内容	事業主体
① 父親の子育て参加と男女共同参画意識の普及啓発	・父親に対し、妊娠、出産、育児の理解が深まるよう母子手帳発行時に併せて父子手帳※を配布します。	子ども福祉課
	・両親学級の開催により、父親の子育て参画意識の醸成を図ります。	健康づくり推進課
② 男性の仕事と育児を支援する講座の実施	・男性の家事育児参加の促進を目的としたセミナーを実施します。	少子化・人口減少対策課

※「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

※「父子手帳」

男性の育児参加を促すことを主な目的として自治体が自主的に発行・配布をする手帳。



(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のための子育て支援制度の充実

地域における子育て支援体制を整備し、男女が仕事と子育てを両立できるような環境づくりを進めます。

一時預かりや病後児保育などの保育サービスの充実により、仕事と子育ての両立に係る負担感や不安感の緩和を図るとともに、地域子育て支援センター等での相談体制の充実を図り、安心して子育てのできる支援体制の強化に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 ワーク・ライフ・バランスの実現のための子育て支援制度の充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 延長保育，一時保育（※）等の特別保育事業の実施	・ 共働き世帯等，日中自宅で育児が困難な方のための子育て支援として，市内保育施設において，延長保育，一時保育，低年齢児保育，病後児保育等の特別保育事業を実施します。	子ども福祉課
② ファミリー・サポート・センター（※）事業の実施	・ 市社会福祉協議会においてファミリー・サポート・センター事業を実施し，子育ての援助のために登録をした協力会員が，支援を必要とする乳幼児の保護者等の利用会員に対し，預かりや送迎等の子育て支援を実施します。	子ども福祉課
③ 地域子育て支援センター（※）事業の実施	・ 公立及び私立の保育施設において，子育て支援センター事業を実施し，子育てに関する相談・援助・情報提供・講習会等を実施し，乳幼児および保護者が気軽に自由に交流できる場を提供します。	子ども福祉課
④ 放課後児童クラブ（※）の実施	・ 共働きなど就労世帯の子育て支援として，小学校の空き教室等を利用し，放課後や長期休業中に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし，児童の預かり・生活の場を提供します。	子ども福祉課
家庭児童相談（※）	・ 子どもや子育てに関する不安や悩みについての相談に対応するため，家庭児童相談室を設置し，家庭において子どもが健全に成長発達していくための相談・助言指導を実施します。	子ども福祉課

※「延長保育・一時保育」

延長保育:仕事の事情などでやむをえず規定の保育時間を超えてしまう場合に，時間を延長して子どもを預けられる制度。

一時保育:保護者が自宅で子どもの面倒を見ることができない時に、1日や時間単位で一時的に子どもを預けられる制度。

※「ファミリー・サポート・センター」

仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる援助会員による有償の相互援助組織。市社会福祉協議会に委託。

※「地域子育て支援センター」

少子化,核家族化が進む中,育児の相談や指導を行うなど子育てを支援していくための拠点施設。

市内保育施設内に設置。

※「放課後児童クラブ」

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して,授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて,児童の健全な育成を図る保護事業の通称。

※「家庭児童相談」

家庭において子どもが健やかに育つよう,乳幼児から18歳未満の子どもの問題について相談を受けるもので相談には専門の家庭児童相談員が応じる。

(3) ワーク・ライフ・バランス実現のための介護支援制度の充実

家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険制度の周知徹底を図るとともに、介護保険サービスの充実と利用促進に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 ワーク・ライフ・バランスの実現のための介護支援制度の充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 介護者や介護する家族へのサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 要介護高齢者が良好な日常生活を送れるよう、重度介護高齢者への紙おむつ購入費の助成や介護者への介護慰労金の支給等を実施します。 介護者への精神的な負担軽減を図るために、在宅介護者リフレッシュ事業、あんしんファミリー介護講座、在宅介護支援センターの運営を実施します。 	高齢福祉課
② 介護サービスの充実及び周知	<ul style="list-style-type: none"> 要介護高齢者が良好な日常生活を送れるよう、介護給付・予防給付を実施します。 高齢者の要介護状態防止のために、口腔機能や栄養改善についての教育事業や介護予防のための各種講座を実施します。 	高齢福祉課

2. すべての人にとって働きやすい職場環境の整備の促進

◆現状と課題

- ① 男女雇用機会均等法など就業に関する法律や諸制度の整備に伴い、労働条件や環境等における男女間の格差は縮小してきていますが、十分な状況にあるとは言えず、職種に関わらず、家庭生活との両立を図りながら働くことができる環境づくりが必要です。
- ② 就業は、人々の経済的基盤を形成するものであり、男女が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう、育児・介護休業制度等を利用しやすい環境づくりが必要です。

●基本的施策

(1) 職業生活と家庭生活との両立を支援するための働きかけ

市民、企業、団体等へ年次有給休暇の取得促進、ノー残業デーの導入、柔軟な労働時間の設定等について広報及び啓発を図り、職業生活と家庭生活の両立を促進します。

働く男女が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めるために、企業に対する啓発活動を図るとともに、関係機関と連携して育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 職業生活と家庭生活との両立を支援するための働きかけ		
具体的施策	内容	事業主体
① 労働時間改善等職業生活と家庭生活等の両立の促進	・茨城労働局等との連携により、年次有給休暇取得促進月間、プラスワン休暇取得促進等のワーク・ライフ・バランス普及に関する広報を実施します。	商工振興・企業誘致課
② 関係機関と連携した育児・介護休業法の広報啓発	・茨城労働局等との連携により、育児・介護休業法の啓発について、広報紙やホームページ等を活用しての周知を実施します。	商工振興・企業誘致課



(2) 自営業における家族のパートナーシップの確立

農林水産業や商工業の自営業者における家族従事者の役割を見直し、家族経営への参画意識を啓発するとともに、家族経営協定(※)の締結促進に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 自営業における家族のパートナーシップの確立		
具体的施策	内容	事業主体
① 家族経営協定の普及促進	・常陸太田地域農業改良普及センターが推進する家族経営協定の締結促進に協力します。	農業委員会事務局

※「家族経営協定」

農林水産業等の経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくり等について、家族の話し合いにより取り決めるもの。



3. 職場における女性が活躍できる環境整備の実現

◆現状と課題

- ① 女性の就労について、「出産・育児・介護を終えたら再び就職をしたい」と考える人が多く、パートやアルバイト等を含め、女性の多様な就労ニーズに対応した就労支援をしていく必要があります。
- ② 職場等において、「市民アンケート調査」の結果でも、男性の方がまだ優遇されているという見方が多いことから、女性が活躍できる環境をつくるためにも、一人ひとりの多様な考え方、生き方を尊重しつつ、女性が自立してその個性と能力を發揮していく意識を高め、支援する働きかけが必要です。

●基本的施策

(1) 就業女性のスキルアップの支援

女性が能力と個性を十分發揮して働くことができるよう、ハローワーク等関係機関と連携をしながら、女性が就業をするための必要な知識、スキルを習得するための支援に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 就業女性のスキルアップの支援		
具体的施策	内容	事業主体
① 男女の就職、再就職の支援	・茨城労働局との連携による市ふるさとハローワークにおける就職支援や就職応援セミナーを実施します。	商工振興・企業誘致課
② ひとり親家庭の親等への就業支援	・就労促進に向けた講習会の案内や母子寡婦福祉会主催事業を周知します。 ・就職に有利な資格取得のため、ひとり親高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども福祉課

(2) 女性が活躍できる職場環境の実現

女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定促進のための情報提供を図り、女性が職場において活躍しやすい職場環境の実現を目指します。

《具体的施策》

基本的施策 女性が活躍できる職場環境の実現		
具体的施策	内容	事業主体
① 職場環境に関する調査・改善の促進	・事業主に対する一般事業主行動計画の策定の働きかけとして、広報紙やホームページなどを活用しての周知を実施します。	商工振興・企業誘致課
② 女性管理職や管理職を目指す女性の支援	・管理職にある女性や管理職を目指す女性が必要とする知識や情報の提供として、広報紙への記事掲載等による周知を実施します。	商工振興・企業誘致課

(3) 再就職・起業を目指す女性に向けた支援

女性の就業率は、出産、子育て期にいったん低下するものの、再就職を希望する人は年々増加傾向にあります。

就業を中断した後に、復職・再就職・起業を希望する人に対し、相談、雇用情報の提供、能力開発の支援を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 再就職・起業を目指す女性に向けた支援		
具体的施策	内容	事業主体
① 男女の就職，再就職の支援	・茨城労働局との連携による市ふるさとハローワークにおける就職支援や就職応援セミナーを実施します。	商工振興・企業誘致課
② パートタイマー労働者等の雇用環境の整備	・茨城労働局との連携による市ふるさとハローワークにおける周知広報や就職支援を実施します。	商工振興・企業誘致課



4 意思決定過程等への女性参画の拡大

◆現状と課題

- ① 誰もが暮らしやすい社会を築いていくためには、さまざまな立場の人の意見を積極的に取り入れていくことが重要であり、そのためには職場や地域等において意思決定過程へ男女が等しく参画できる環境づくりが必要です。
- ② 本市においても、さまざまな分野で女性の社会参加が進んできていますが、組織の方針や意思決定の場への参画が充分進んでいるとは言えず、女性登用についての意識の啓発活動や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※）を展開していくことが必要です。

●基本的施策

(1) 行政における女性の登用の推進

審議会等委員の公募の推進や、慣例化している特定の職務にある者や団体の長の登用の見直しを行い、女性の登用率の拡大を図ります。また、男女一方の性に偏った委員構成の解消に取り組みます。

さらに、市職員の資質向上に取り組み、女性職員の管理職への登用や職務分担の男女平等化を進めます。

＜具体的施策＞

基本的施策 行政における女性の登用の促進		
具体的施策	内容	事業主体
① 審議会等委員への女性の登用推進	・ 審議会等委員における女性の登用及び公募を推進し、女性の参画拡大を図ります。 ・ 市民向けセミナー等において、地域における女性の力や人材の活用について促します。	少子化・人口減少対策課
	・ 市のまちづくり事業診査委員会や空き家対策協議会、民間交通指導員等への女性の登用を推進し、女性の参画拡大を図ります。	市民協働推進課
② 市女性職員の人材育成、研修の充実	・ 市職員の派遣研修において、女性職員の参加率の向上を図ります。	総務課
③ 市女性職員の職種や職務の拡大と雇用の推進	・ 男女不問の職種や職域の拡大、公正な管理職等への登用等を実施し、職員の実績、能力や評価を適正に評価した柔軟な人事管理を行います。	総務課
	・ 消防職員採用試験を実施する際に、女性職員の登用促進を図るため、受験資格に現在勤務する女性消防職員と同様の職種(救急救命士有資格者等)を設定します。	消防本部総務課

※「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」

性のみに基づく固定的な役割分担意識や慣行等過去の経緯が原因で、男女間に事実上の差が生じ、能力を発揮することが困難な状況である場合に、このような状況を是正するための自主的かつ積極的な取り組みのこと。

(2) 地域女性リーダーの育成

女性リーダー養成のための講座などを開催するとともに、学習情報の提供を行うなど、女性リーダー養成のための人材育成に積極的に取り組みます。

《具体的施策》

基本的施策 地域女性リーダーの育成		
具体的施策	内容	事業主体
① 女性リーダー養成のための活動支援	・ 県男女共同参画フォーラム、県男女共同参画セミナーなど、女性リーダー養成のための講座等の情報提供をし、参加を促します。	少子化・人口減少対策課

(3) 事業者、団体等における女性の登用の促進

自営業も含め各種事業者、団体等に対し、女性の登用の必要性について、普及啓発活動を積極的に行います。

《具体的施策》

基本的施策 事業者、団体等における女性の登用の促進		
具体的施策	内容	事業主体
① 事業者、商工業、農林業等の各種団体の女性登用意識の普及啓発	・ 茨城労働局等と連携をしながら、職場における女性登用意識の普及について、広報紙やホームページなどを活用しての周知を実施します。	商工振興・企業誘致課
	・ 女性の参画拡大の促進として、常陸農業協同組合の役員について、女性理事等の就任を推進します。	農政課
	・ 女性の参画拡大の促進として、農業委員会委員について、女性委員の就任を推進します。	農業委員会事務局



基本目標3 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築

■施策の方向

1 人権尊重の意識づくり

◆現状と課題

- ① 男女共同参画社会は、人権が尊重される社会です。常陸太田市男女共同参画推進条例にも「人権の尊重」が基本理念として位置づけられており、男性も女性も個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別を受けないことが、男女共同のまちづくりを進めていくうえで必要です。
- ② さまざまな分野の活動において、男女共同参画に関する理解が深められるよう、家庭、学校、地域での男女共同参画を推進する教育、学習の充実に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて、広報、啓発活動を進めていくことが必要です。

●基本的施策

(1) 性の尊重に関する意識の啓発と教育

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※）の概念を普及し、「性」を尊重する意識づくりに努めるとともに、児童、生徒の発達段階に応じた性教育や人権尊重と命の尊さについての学習機会の充実に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 性の尊重に関する意識の啓発と教育		
具体的施策	内容	事業主体
① 思春期における父性や母性を育む学習の充実	・市内小・中学校等で行う思春期保健に関する授業等で利用する各教材の貸出しを行い、学習の場の充実に図ります。	健康づくり推進課
② 男女がお互いを思いやる道徳や人権教育の推進	・市内全小中学校において、児童生徒の発達段階に応じた道徳の授業を行い、男女平等や思いやりなどの心の教育を重視します。 ・人権教育の視点から、「仲良くする」、「友達」、「男女の理解」という題材を扱った学級活動等の授業を実践します。	教育委員会指導室

※「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」

「リプロダクティブ・ヘルス」は、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指している。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

(2) 情報発信における人権の尊重

市から発信される情報や広報物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現を心がけます。

また、情報の受け手である市民が、情報を正しく読み解く力を養う取り組みを進めるとともに、適正な情報発信ができるよう職員の意識啓発に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 情報発信における人権の尊重		
具体的施策	内容	事業主体
① 市が発信する情報における男女共同参画の視点に立った表現の配慮	・ 広報紙・お知らせ版・ホームページ等において、人権を尊重し、公平性に配慮した表現を用い、情報発信をします。	広報広聴課



2 DV等人権侵害を容認しない社会の実現

◆現状と課題

- ① 配偶者からの暴力は、身体的な暴力だけでなく、心理的な攻撃、生活費を渡さない、性的強要などの被害に渡り、その被害者の多くは女性です。平成13年に「配偶者暴力防止法」が制定され、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※）という言葉が広く知られるようになりましたが、女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、男女の人権尊重のための意識啓発やDV被害を受けた場合の相談窓口の充実等が必要です。

●基本的施策

(1) DVに係る相談や支援環境の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の早期発見につながるよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が相談しやすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

基本的施策 DVに係る相談や支援環境の整備		
具体的施策	内容	事業主体
① DVに係る相談や支援環境の整備	・DVに係る相談窓口の周知を図るとともに相談しやすい環境づくりに努めることにより、DV被害者の早期発見に繋がります。	子ども福祉課

※「DV(ドメスティック・バイオレンス)」

夫婦や恋人等親しい関係にある男女間の暴力。殴る、蹴る等の身体的暴力だけでなく、意志に反する性的行為を強要する等の性的暴力、暴言をはく、無視する、家族や友人との付き合いを制限する等の精神的暴力も含まれる。

(2) DVに係る関係機関との連携体制

配偶者からの暴力による危険がある場合等、DV被害の潜在化を防止するために県女性相談センター、警察などとの関係機関と連携して必要な支援を実施していきます。

《具体的施策》

基本的施策 DVに係る関係機関との連携体制		
具体的施策	内容	事業主体
① 関係機関連携によるDVの相談、緊急一時保護等総合的な対応	・DV被害者等からの相談内容に応じて、県女性相談センター等との連携を図りながら、一時保護等適切に対応します。	子ども福祉課

(3) DV相談を受ける職員の資質向上

DV、性犯罪、ストーカー行為、デートDV等のさまざまな暴力の被害者の精神的負担を配慮した相談やカウンセリングの対応ができるよう、職員の資質向上に努め、被害者が相談しやすい体制の整備を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 DV相談を受ける職員の資質向上		
具体的施策	内容	事業主体
① DV相談を受ける職員を対象に関係機関で実施する研修への参加	・DV相談を受ける職員の研修等への積極的な参加により、職員の資質向上を図ります。	子ども福祉課

(4) DVを許さない社会の実現

DVの加害者にも被害者にもならないように、若年層を含めた市民に向けてのDVの防止と人権尊重に関する意識啓発を推進します。

配偶者等への暴力が問題であることを正しく認識し、被害にあったときや周囲で問題が起こったときに適切な対応ができるように啓発を図ります。

また、若年層に対して、人権や対等な男女関係について正しい認識を持ち、デートDV(※)など暴力が心身に与える影響への理解促進のための啓発を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 DVを許さない社会の実現		
具体的施策	内容	事業主体
① DVについての市民に向けた意識啓発	・「女性に対する暴力をなくす運動」等を推進することにより、DVに対する正しい理解の普及を推進します。	少子化・人口減少対策課
② 若年層へのデートDV等の予防啓発	・デートDVについて、広報紙やホームページなどを活用しての情報提供と、防止に向けた若年層への予防啓発を図ります。	少子化・人口減少対策課

※「デートDV」

カップル間で起こる暴力のことです。「愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然」と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいう。

3. 各種ハラスメントの防止

◆現状と課題

① 男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）(※)のほか、婚姻や妊娠、出産などを理由として解雇することや不利益な取扱いをすることを禁じています。職場等における各種ハラスメント(※)を防止していくために、市民や企業等に対して、相談窓口の周知や防止対策等の情報提供をしていくことが必要です。

●基本的施策

(1) ハラスメント防止と対策

職場等における各種ハラスメントを防止するため、市民や事業所等への啓発に努めます。また、相談窓口や防止対策の情報提供を行います。

《具体的施策》

基本的施策 ハラスメント防止と対策		
具体的施策	内容	事業主体
① ハラスメント防止意識の啓発及び相談の支援	・市民や企業に対して、ハラスメント防止についての理解の促進を図るとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。	商工振興・企業誘致課
	・各種ハラスメントの相談について、関係機関と連携のうえ支援を行います。	広報広聴課

※「セクシュアル・ハラスメント」

他の人を不快にさせる性的な言動のこと。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とする。

※「ハラスメント」

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言い、その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

4. 性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築

◆現状と課題

- ① 全ての人がいかなる理由を持っても差別されることのない日常を営むためには、性的マイノリティ(※)を理由として差別されるなど、困難な状況に置かれがちな人たちの人権を尊重し、どのような配慮が必要なのかを、私たちは理解をしていく必要があります。

●基本的施策

(1) 性的マイノリティについての市民や事業者への理解促進

性的マイノリティの人々が、差別や偏見への恐れなどから、社会生活のさまざまな場面で生きづらさを抱えることのないよう、市民や事業者に向けての理解促進のための啓発に努めます。

≪具体的施策≫

基本的施策 性的マイノリティについての市民や事業者への理解促進		
具体的施策	内容	事業主体
① 性的マイノリティに関する誤解や偏見をなくすための理解促進	・市民や事業者に向け、性的マイノリティに関する誤解や偏見をなくす啓発を図ります。	少子化・人口減少対策課 社会福祉課

※「性的マイノリティ」

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。

基本目標 4 安全・安心な暮らしの実現

■施策の方向

1. 生涯を通じた健康支援, 健康づくり

◆現状と課題

① 男性も女性も、互いにそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、尊重しつつ思いやりをもって健康な生活を営むことが、男女共同参画社会形成の前提となります。

特に女性には、妊娠や出産等に係る身体機能があり、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は、女性の人権の重要な一つと認められていますので、妊娠・出産期や子育て期等における女性の健康支援の充実を図る必要があります。

② すべての市民が健康で安心した生活を送ることができるよう、男女の生涯を通じた健康の保持増進対策を図るための施策を推進するとともに、健康を脅かす問題についての予防や対策の充実が必要です。

(1) 生涯を通じた健康支援, 健康づくり

市民一人ひとりがそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等の各種事業の充実に努めます。

特に、各ライフステージに応じて適切な健康の保持、増進が図られるよう、効果的な事業の推進に積極的に取り組みます。

≪具体的施策≫

基本的施策 生涯を通じた健康支援, 健康づくり		
具体的施策	内容	事業主体
① 生活習慣病予防健康診査及び特定健康診査, 特定保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none">生活習慣病予防を目的に 20～30 代の若年者には生活習慣病予防健診を, 40 代以上の中高年者には特定健康診査を実施します。若年層の積極的な健診受診を支援するため, 乳幼児健診時において母親への受診勧奨を行います。	健康づくり推進課

(2) 妊娠, 出産等に関する健康支援

安全・安心に子どもを生き育てることができるよう, 妊産婦や乳幼児に対する健康教育, 健康相談, 家庭訪問, 健康診査等の各種事業を積極的に推進します。

《具体的施策》

基本的施策 妊娠, 出産等に関する健康支援		
具体的施策	内容	事業主体
① 女性特有の病気への健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性特有の病気に対する支援として無料クーポン券事業を導入し, 子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん・乳がん検診について, 集団あるいは個別に医療機関等を選択受診できるよう実施, さらに, 子宮頸がん集団検診及び乳がん検診においては休日検診を設けます。 	健康づくり推進課
② 母と子のための健診及び相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦が安心して出産を迎えられるよう, 医療機関等における妊婦の一般健康診査費用助成を実施します。 妊産婦が安心して出産を迎えられるよう, 産後2週間, 1か月検診, 生後1か月検診, 新生児聴覚検査費用助成を実施します。 	健康づくり推進課
③ 両親学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦及び夫に対する出産・育児の知識普及と技術習得を目的に「両親学級」を実施し, 育児における父母の共同意識の啓発を図ります。 	健康づくり推進課
④ 新生児(乳児)訪問指導による母と子の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子が健康に過ごし安心して子育てができるよう, 保健師・助産師による訪問指導を実施します。 父親・祖父母等家族が協力しながら子育てや母への支援を行っていく必要があるため, 家族への育児参加を促すための指導を行います。 	子ども福祉課 健康づくり推進課



(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

健康をおびやかす性感染症，薬物乱用，喫煙，飲酒等に関する正しい知識の普及啓発を図ることなどにより，それらの予防に努めます。

《具体的施策》

基本的施策 健康をおびやかす問題についての対策の推進		
具体的施策	内容	事業主体
① 性感染症や薬物乱用の予防等に関する知識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市内全小・中学校において，保健・体育や学級活動の一環として，性感染症予防や薬物乱用防止に関する講演会や授業を実施します。 中学校において，外部講師を招いて薬物乱用防止教室を実施します。 	教育委員会指導室
	<ul style="list-style-type: none"> 市内中学校1年生を対象に薬物乱用防止啓発のクリアファイルを配布します。(茨城県薬物乱用防止指導員協議会提供) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環である国連支援募金への協力および国際麻薬乱用撲滅ポスターを掲示します。 	健康づくり推進課



2 自立して暮らせる生活環境の整備

◆現状と課題

- ① 高齢社会を豊かで活力ある社会としていくために、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、高齢者を他の世代とともに自立し、誇りをもって男女共同参画社会を支える重要な一員として積極的に捉えていくことが重要です。そのために高齢者の自立と社会参画に対する積極的な支援と高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるための環境づくりを進めていくことが必要です。
- ② 障がいのある人やひとり親世帯等も、地域で互いに支え合いながら、もてる能力を十分に発揮できるよう、それぞれのニーズや実態に配慮した施策を積極的に展開していくことが必要です。

●基本的施策

(1) 高齢者が自立して暮らせる環境の整備

高齢者が生きがいをもって健康な生活を送るために、生涯にわたり地域社会と関わりをもち、社会活動に主体的に参加し、活動できる環境、活動の機会の場の確保等の整備を推進します。また、高齢者が職業生活等の中で培ってきた経験などを活かした活動の支援や、社会参画促進のための支援を行います。

《具体的施策》

基本的施策 高齢者が自立して暮らせる環境の整備		
具体的施策	内容	事業主体
① 高齢者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年から習慣的に運動をすることにより、「活動的な高齢者」を目標にシルバーリハビリ体操の普及をします。 ・シルバーリハビリ体操指導士の養成促進として、講習会の周知や地域での人材発掘を図ります。 	健康づくり推進課
② 高齢者の社会参画のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがい活動の促進とし、新規老人クラブの組織化と会員増加が図れるよう支援します。 ・積極的な就業機会の開拓を図り、高齢者の生きがいづくりを支援します。 	高齢福祉課
③ 地域ケアシステムを活用した総合的な生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・独居の高齢者等について、関係機関との連携・調整を図り、必要に応じて福祉サービス提供への支援、地域住民の協力を得た見守りのネットワークを構築します。 	高齢福祉課

(2) 障がい者が自立して暮らせる環境の整備

障がいのある人への自立支援を促進するため、職業能力開発の支援、就労の場の確保、相談支援体制の充実、在宅福祉サービスの充実などを図ります。

《具体的施策》

基本的施策 障がい者が自立して暮らせる環境の整備		
具体的施策	内容	事業主体
① 発達障害児相談	・発達障害児または発達障害の疑いのある児童やその保護者に対し、総合的な相談に応じると共に、指導および訓練等の機会の提供、知能検査等を実施します。	社会福祉課
② 地域ケアシステムを活用した総合的な生活の支援	・独居の障がい者等について、関係機関との連携・調整を図り、必要に応じて福祉サービスの提供を支援、地域住民の協力を得た見守りのネットワークを構築します。	高齢福祉課

(3) ひとり親家庭が自立して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の経済的、社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。また、関係機関と連携し、様々な悩みに関する相談等において自立支援を促進します。

《具体的施策》

基本的施策 ひとり親家庭が自立して暮らせる環境の整備		
具体的施策	内容	事業主体
① ひとり親家庭への医療費一部支給	・ひとり親家庭への生活支援として、ひとり親家庭(母子家庭の母子及び父子家庭の父子)への医療費の一部を助成します。	保険年金課
② ひとり親家庭への総合的な支援	・ひとり親家庭への総合的な支援として、児童扶養手当・遺児手当等の支給、小学校新入学児童の入学祝金の支給、ひとり親高等職業訓練促進給付金支給等を実施します。	子ども福祉課

(4) 自立を支える地域公共交通の充実

性別、年代、障害の有無に関係なく、すべての市民が安全で真に快適な社会生活を送れるよう、地域公共交通の充実を図ることにより、自立可能な社会環境の整備を図ります。

《具体的施策》

基本的施策 自立を支える地域公共交通の充実		
具体的施策	内容	事業主体
① 地域公共交通の整備	・すべての市民の自立を支える地域公共交通の整備として、市民バス・乗合タクシーの運行、高校生通学定期券購入助成、高齢者バス利用促進助成、運転免許証自主返納者への支援等を実施します。	企画課



第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制の整備
- 2 市民協働の推進
- 3 計画の周知及び指標の設定

1. 計画の推進体制の整備

本計画に掲げる様々な施策を着実に、また効果的に推進するためには、全庁的な取り組みが必要です。そのため、関係各課の連携や男女共同参画審議会などにより推進体制の充実を図るとともに、市が事業所としてのモデルとなるよう職場環境づくりを積極的に進めます。

また、国、県、近隣市町村や関係機関との連携、協働により効果的に施策の推進を図ります。

1 庁内推進体制の充実

関係各課との連携の充実、各種施策の総合的な調整を行い、全庁的な施策の推進を図ります。

2 男女共同参画審議会による計画の推進

幅広い意見を反映した施策を推進するため、男女共同参画審議会において、市民の意見の把握及び施策に反映させるための調査や研究、審議を行います。

3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供していきます。（※男女共同参画社会基本法第2条第2項の定義より）

4 市におけるモデル的職場づくり

性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮でき、仕事と生活の調和がとれる職場を実現することなどにより、他の事業所のモデルとなるような職場づくりを目指します。

5 関係機関等との連携

市の積極的な取り組みはもとより、国や県、近隣市町村、関係機関と連携し、情報の共有化を図ることで本計画の効率的、効果的な推進が図れるよう努めます。

2. 市民協働の推進

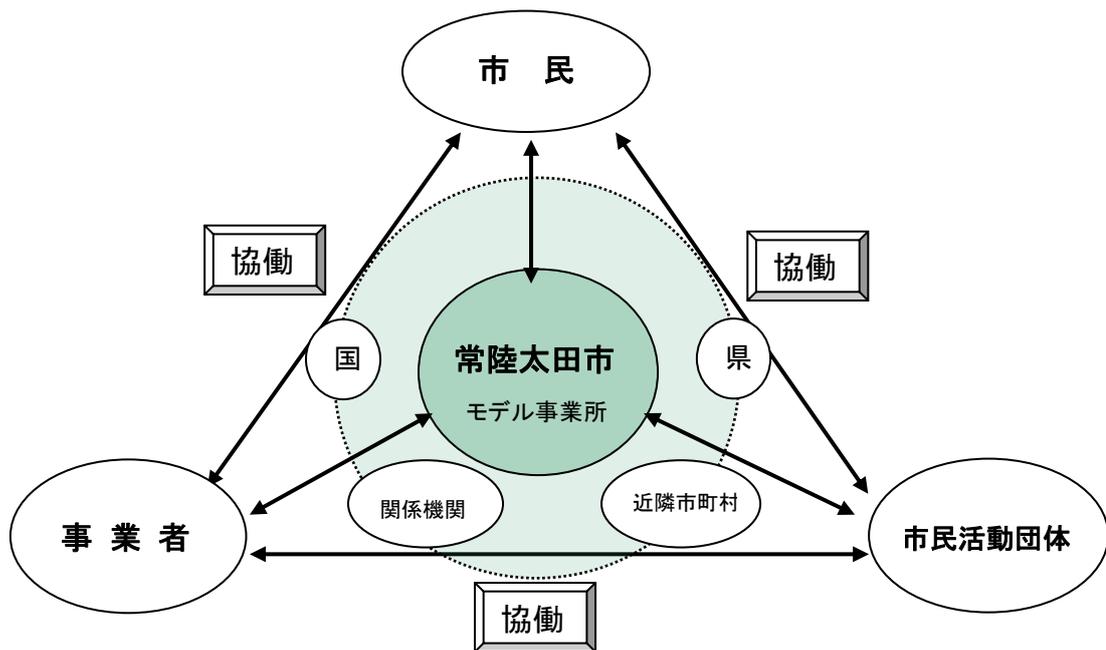
男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画への理解を広げるとともに、市民や事業者（企業）、地域活動団体等、多くの方々の積極的な参画が必要です。

各種事業を通じて相互に意識啓発を行いながら、市民等との連携、協働の取り組みを強化し、実効性ある施策の推進に努めます。

1 地域活動団体及び事業者等との連携・協働

常陸太田市全体として広く男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、「常陸太田市男女共同参画推進条例」の理念の周知、啓発などに努めるとともに、様々な機会を通じて、NPOやボランティア団体などの地域活動団体や事業者、さらには教育に係る方々等との連携や協働により、男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めます。

【常陸太田市男女共同参画推進計画の推進体制】



3. 計画の周知及び指標の設定

本計画を実効性のあるものとして推進していくために、市民等に対して本計画を広く周知し意識の醸成を図ります。また、定期的に施策の進捗状況を調査し、評価及び見直しを行うとともに、計画の目標指標を設定し、その進行管理を行うことにより計画の実効性を高めます。

1 男女共同参画推進計画の策定及び変更の公表

全市民が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組んでいくために、本計画の策定や変更にあたっては、常陸太田市男女共同参画審議会による審議を経るとともに、その内容を市民に対して広く公表し、周知に努めます。

2 計画に基づく施策の実施状況の把握及び公表

本計画の施策を計画的に推進するとともに、その実効性を高めるため、施策の実施状況について定期的に調査及び点検を行い、その結果を市民に公表します。

3 計画の指標の設定及び進行管理

男女共同参画に関する意識や施策の進捗状況を把握するため、計画の指標を設定し、その進行管理に努めます。

計画の指標

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

No.	項目	現状値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
1	社会全体における男女の平等感	R1	23.0%	R7	50.0%
2	地域活動における男女の平等感	R1	38.0%	R7	50.0%
3	社会通念、慣習、しきたり等における男女の平等感	R1	19.0%	R7	50.0%
4	男女共同参画セミナー参加者等に占める男性の割合	R1	28.6%	R7	50.0%
5	男性は仕事、女性は家庭という考えに同感しない人の割合	R1	74.0%	R7	80.0%
6	女性消防団員数	R1	9人	R7	23人
7	ファミリーサポートセンター利用会員数	R1	134人	R7	140人

基本目標2 様々な分野における女性の活躍の推進

No.	項目	現状値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
8	家庭生活における男女の平等感	R1	19.0%	R7	50.0%
9	職場における男女の平等感	R1	25.0%	R7	50.0%
10	現実において、「仕事・家事・プライベートのバランスがとれている」と考える人の割合	R1	8.0%	R7	50.0%
11	家族経営協定の締結者数	R1	119人	R7	124人
12	審議会、委員会等における女性の割合	R1	18.6%	R7	30.0%

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重される社会の構築

No.	項目	現状値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
13	DVに係る相談員の配置人数	R1	—	R7	2人
14	DV被害を受けたことのある人の割合	R1	7.0%	R7	0%

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

No.	項目	現状値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
15	子宮がん検診の年間受診者数	R1	1,731人	R7	1,750人
16	乳がん検診の年間受診者数	R1	2,910人	R7	3,000人
17	シルバー人材センター登録会員数	R1	321人	R7	380人
18	地域ケアシステム見守りネットワーク数	R1	743人	R7	820人

No. 1~3, 5, 8~10, 14 R2年度「市民アンケート調査」／ No. 4, 6, 7, 11~13, 15~18 市関係各課調べより

資料編

- 諮問(写)
- 答申(写)
- 常陸太田市男女共同参画推進条例
- 常陸太田市男女共同参画審議会委員名簿
- 第3次常陸太田市男女共同参画推進計画調整会議委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

2 常陸太田市諮問第 1 号

常陸太田市男女共同参画審議会

常陸太田市男女共同参画推進条例第20条第2項（平成22年3月19日条例第1号）の規定に基づき、次の事項について諮問する。

諮 問 事 項

- 1.（仮称）『第3次常陸太田市男女共同参画推進計画』（案）について

令和2年10月15日

常陸太田市長 大久保 太一

常陸太田市長 大久保 太一 殿

常陸太田市男女共同参画審議会
会長 中島 美那子

答 申 書

令和 2 年 10 月 15 日付け 2 常陸太田市諮問第 1 号をもって本審議会に諮問のあったこのことについては慎重に審議した結果、別冊の「第 3 次常陸太田市男女共同参画推進計画（案）」としてまとめましたので答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の点に留意し推進をお願いいたします。

記

1. 男女共同参画の市民意識の醸成にあたっては、意識啓発にとどまらず、行動の変化につなげていくという認識のもと、市民全体を対象とした行動変化の促進に取り組むこと。
2. 男女共同参画社会を実現するためには、特に子どもに対する教育が重要であると考えられ、一人ひとりが尊重されて生きていくことについて学ぶための教育に、より一層力を入れていくこと。
3. 様々な分野で男女の考えが平等に反映されるようにするためには女性の意見や主張を取り入れていく必要があり、市の行政組織や自治組織等の幅広い分野で女性の登用を推進すること。
4. 男性と女性それぞれが、育児や家事などを「共に担うもの」と意識の改革を図ることにより、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進すること。
5. 人権侵害やDVなどの暴力について、相談場所や避難支援の情報などが当事者に届くように広く発信すること。また、再発防止等の対策を関係機関とともに強化を図り、根絶を目指す取り組みをすること。
6. 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等「困難な状況におかれている人々」を含めた全ての市民が地域の中で自立し、安心して暮らせるための支援を積極的に行うこと。

常陸太田市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が国際社会における取組とともに進められてきた。さらに、男女共同参画社会基本法の施行により、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題として位置付けられた。

本市においては、平成13年2月に男女共同参画推進プランを策定し、市民との協働によるまちづくりを進める中でその推進を図ってきたところである。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお多くの課題が残されている。

今後、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現はさらに推進されなければならない。

ここに、私たちは、人と地域がかがやくまちを目指し、様々な課題に積極的に取り組み、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を一層推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会について男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内の事務所又は事業所において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行に基づく言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害し又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者等に対する、身体的、精神的、性的又は経済的な暴力及び威嚇、無視、行動の制限等の暴力的行為、又はそれに付随して生じる、子ども、高齢者等への暴力的な行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

- (3) 男女が、性別に関わらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別に関わらず、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に、両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

3 市は、将来を担う子どもたちの教育に関し、幼少期から男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用等の分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活や地域生活における活動とを両立できるように、就労環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、常陸太田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(生涯にわたる男女の健康支援)

第13条 市は、女性が妊娠及び出産に関わる身体的な機能及び権利を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第14条 市は、男女ともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第15条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(地域社会における男女共同参画の推進)

第16条 市は、地域社会における男女の固定的な役割分担意識や慣行を是正し、男女共同参画による地域社会づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関等と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究に努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、常陸太田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、事業者の代表者、学識経験者及び関係機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第24条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

常陸太田市男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	所属団体・役職名等	備考
1	中島 美那子	茨城キリスト教大学教授	会長
2	尾又 真一	水戸地方法務局常陸太田支局支局長	
3	阿部 裕美	西小沢小学校長	
4	佐川 和広	市商工会事務局長	
5	大石 誠一	常陽銀行太田支店長	
6	篠原 昌盛	認定農業者	
7	小林 美華	山田屋旅館若女将	
8	海老沢 恵子	常陸太田工業団地（(株) 秀栄特殊綱）	
9	板倉 裕子	保健関係従事者（保健師）	副会長
10	川又 幸子	障害者支援施設ピュア里川施設長	
11	栗原 あき子	市人権擁護委員	
12	山本 和朗	茨城新聞社日立支社長	

第3次常陸太田市男女共同参画推進計画調整会議委員名簿

	氏名	役職名等	備考
1	岡部 光洋	企画部長	委員長
2	中野 亘	総務部次長	副委員長
3	小又 理恵	広報広聴課長	
4	安島 剛	企画課長	
5	富山 晴美	少子化・人口減少対策課長	
6	白石 昇	市民協働推進課長	
7	中嶋 みどり	健康づくり推進課長	
8	関 勝仁	社会福祉課長	
9	武藤 圭子	子ども福祉課長	
10	福田 洋昭	商工振興・企業誘致課長	
11	小泉 秀明	教育総務課長	
12	佐藤 義明	指導室長	
13	井坂 修	生涯学習課長	
14	中野 秀子	木崎保育園長	
15	佐藤 恵子	太田進徳幼稚園長	

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

ない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5

条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定に

よる事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めな

なければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第6条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記

官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(省略)

ひたちおおた絆プラン

－ 第3次常陸太田市男女共同参画推進計画 －
認めあい 支えあい 誰もがかがやけるまち ひたちおおた

令和3年3月

発行：常陸太田市 編集：企画部 少子化・人口減少対策課

〒313-8611 常陸太田市金井町3690

TEL 0294(72)3111

FAX 0294(72)3002
